

東北学院大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判定

2024年度大学評価の結果、東北学院大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2025年4月1日から2032年3月31日までとする。

II 総評

東北学院大学は、「福音主義キリスト教」の信仰に基づく「個人の尊厳の重視と人格の完成」の教育を建学の精神とし、これを受けて大学・大学院ともに「キリスト教による人格教育を基礎」として、大学では「広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって世界文化の創造と人類の福祉に寄与すること」、大学院では「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、広く文化の進展に寄与すること」を理念・目的として定めている。2036年の創立150周年を見据えた中長期計画として「TG Grand Vision 150」を2016年に定め、第Ⅱ期中期計画にあたる2021年度から2025年度までの5年間で、「定量的・定性的に評価できる指標による達成度・進捗度の可視化」などを基本原則とし、大学に関しては「教育・研究」「社会貢献」及び「管理運営」の3つの領域からなる基本方針及びそのもとに設定した政策目標、具体的施策を定め、これらに基づき教育研究活動に積極的に取り組んでいる。このビジョンのもと、2023年度には、キャンパス統合及び新学部設置にあわせた組織体制の整備を行った。

内部質保証については、全学的な組織である「内部質保証委員会」を中心に、点検・評価を実施して教育及び研究の質の向上を図るための組織として、全学の「点検・評価委員会」を設置し、そのもとで全組織及び教職員に毎年度の点検・評価の実施を求め、認証評価の年度を除く3年ごとに『点検・評価報告書』にとりまとめている。この点検・評価結果を「内部質保証委員会」に報告し、改善を要すると認めた事項については、「教学改革推進委員会」等における意見聴取及び審議を経て、学長が関係組織や教職員に対し改善を指示している。内部質保証システムを機能させ、2023年度には「教学上の三つの方針の基本的な考え方」を策定するなど教育の質を保証する基盤の構築に至っている。

3つのキャンパスの統合を契機に、全学共通科目のあり方を「全学教育課程委員会」において見直し、2021年度に教養教育センターを設置し、2023年度には高等教育開発

室、全学教育機構を設置するなどの組織改編を実施した。あわせて、教育課程の改訂を行い、教養教育科目を全学部の学生が身につけておくべき幅広い知識と技能である「TGベーシック」と、所属する学部の専門課程以外の領域の基礎を学ぶ「共通教養科目」の2つの科目群に見直し、学習成果の把握・評価にあたってはeポートフォリオ「TG-folio」を2023年度から導入し、レーダーチャートにて可視化している。今後は、学生情報を体系的に活用することで、学生の学習成果をもとに、より有効な支援につなげることを期待したい。

優れた取り組みとして、「総合ボランティアステーション」を中心として文部科学省の補助事業で得た知見を生かし、地域が求める人材の育成を目的とする実践的な科目を設置し、社会連携と教育の架橋を図っている。具体的には、人材育成に関わる地域の課題解決に取り組むためのプラットフォームなどを構築、運営し、継続して時代や地域のニーズに柔軟に対応した人材育成事業を展開していることが挙げられる。これらの取り組みに学生が積極的に関与しており、地域社会の課題を解決する人材の育成に資するものとして大変有意である。また、従来の「学長研究助成金（事務職員業務研究）」制度を継続することで、事務職員の自発的な課題の提示を促し、部署を横断した改善に向けた取り組みが学内で定着しており、2023年度の五橋キャンパス開学の際にも、主管部署と関連する複数部署による共同研究を行うなど、大学が直面する課題の解決につなげていることは、高く評価できる。

一方で、改善すべき課題も見受けられる。一部の学部・学科では1年間に履修登録できる単位数の上限を超えて履修登録している学生数が多くなっており、複数の資格課程を履修する一部の学生については、履修登録単位数が著しく高くなっている。なお、大学として、資格取得を目指すことを推奨しており、履修登録できる単位数の上限を超えることを前提としている。特に資格取得を目指す場合には、ガイダンス等で注意喚起しているものの、個別の学生については教職員個人の指導に委ねているため、組織的に状況や取り組みの効果の把握・検証をしておらず、単位の実質化を図る措置を講じるよう改善が求められる。また、学生の受け入れにおいては、前回の大学評価（認証評価）結果でも指摘しているように、一部の研究科では定員を充足していないことから、改善が求められる。

今後は、各種取り組みの適切性を検証するための学内データを包括的に整理・活用することによりIR機能を強化し、内部質保証の取り組みの充実を図るとともに、教職協働による教育研究活動の課題発見や特色ある取り組みを推進させることで、更なる飛躍を遂げることを期待したい。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

- ① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

東北学院大学では、「福音主義キリスト教」の信仰に基づく「個人の尊厳の重視と人格の完成」の教育を建学の精神とし、これを受けて大学では「キリスト教による人格教育を基礎として、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって世界文化の創造と人類の福祉に寄与すること」、大学院では「キリスト教による人格教育を基礎として、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、広く文化の進展に寄与すること」を理念・目的として定めている。

上記の建学の精神及び大学・大学院の理念・目的を踏まえ、各学部・研究科において人材養成の目的を定めている。学部・研究科の目的は、キリスト教による人格教育を基礎とし、各専門分野の知識等を教授研究し、それらを深めて社会に寄与するという目的において大学の理念・目的と関連しているといえる。

以上のことから、建学の精神に基づいた大学の理念・目的を設定しており、また、それを踏まえた学部・研究科の個性・特性を示した理念・目的を明示しているといえる。

- ② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学・大学院の理念・目的は、「東北学院大学学則」（以下「学則」という。）及び「東北学院大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）に定めている。

大学の理念・目的並びに学部・研究科の目的及び教育目標は、学則及び大学院学則に定めて大学ホームページに公表しているほか、大学要覧、大学院要覧、大学案内、大学院案内、『東北学院大学の基本方針』及び大学ホームページの「情報公開」ページに掲載し、学生及び教職員に周知するとともに広く社会に公表している。また、『東北学院の歴史』刊行、宗教部の行事・活動、『東北学院時報』の発行を通じてキリスト教教育の理念の普及に努めている。

建学の精神の実現のため、1年次の必修科目として「聖書を学ぶ」「キリスト教の歴史と思想」を設け、3年次には選択必修科目の「キリスト教学A」などに加え、選択科目として「東北学院の歴史」を設けて「キリスト教による人格教育」を行っている。2023年度入学生からカリキュラム改正を行い、「東北学院の歴史」については、「東北学院史の探究」へ科目名称を改めるとともに教育内容を変更し、学科教養科目ではなく「TGベーシック」の「課題探究」科目として開講し

ている。これに伴い、より多くの学生が履修することが見込まれるため、開講数を増加して、大学の理念教育の拡充を図ることとしている。これらの授業運営を通じて、建学の精神やキリスト教教育の理念を学生に十分に浸透させている。

このほか、建学の精神や理念・目的の学内外への周知の取り組みとしては、東北学院のブランドイメージ（以下「TGブランド」という。）の認知度の向上を目指して発足した「学校法人東北学院ブランドデザインプロジェクト」が挙げられる。同プロジェクトでは、TGブランドイメージの「見える化」と統一性あるTGアイデンティティの醸成に取り組んでいる。取り組みの一環として、建学の精神を明確に示す全設置校統一のスクールモットーを「LIFE LIGHT LOVE」と再定義し、これをモチーフとしたブランドマークを新たに制定している。このブランドマークを用いた名刺デザイン、襟章の作成及び建学の精神などを掲載したクレドカードを作成するなど、インナーブランディング及びアウターブランディング施策を戦略的に展開している。教職員の建学の精神の理解及び帰属意識の向上は、「キリスト教による人格教育」の充実と、在学生・卒業生の多方面での活躍を通じた地域社会におけるTGブランドの認知度の更なる向上に結びつく取り組みとして有意義であり、今後の成果に期待したい。

以上のことから、大学の理念・目的を学則等に定め、社会に公表しているといえる。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

2036年の創立150周年を見据えた中長期計画である「TG Grand Vision 150」に「ゆたかに学び 地域へ 世界へ—よく生きる心が育つ東北学院—」とビジョンを定め、これを具体化するための中長期的戦略である「基本戦略」として、「地域と連携し地域に貢献する」「社会のニーズにいち早く対応する」など5つの要素を新たに加えた「新しいTGブランドの確立」を設定している。この「基本戦略」を実現するための中期的構想として「基本構想」を定め、「TG Grand Vision 150」の期間全体を5年ごとに第Ⅰ期から第Ⅳ期までに分け、それぞれについて中期計画を策定している。第Ⅱ期中期計画にあたる2021年度から2025年度までの5年間は、「定量的・定性的に評価できる指標による達成度・進捗度の可視化」などの基本原則を定め、大学に関しては「教育・研究」「社会貢献」「管理運営」の3つの領域からなる基本方針を設定している。

第Ⅱ期中期計画の策定にあたっては、2017年度の大学評価（認証評価）の結果を踏まえて策定している。例えば、大学院の定員未充足に関する指摘を受け、重点項目の一つである「教育・研究」の領域において「大学院教育の抜本的改革の実現」を設定し、5年間のロードマップに即して着実に実行することとしている。

「TG Grand Vision 150」の実行性を高めるため、学長による毎年度重点的に取り組む項目の点検・評価、「企画委員会」による組織的な検証を継続的に行っている。また、第Ⅱ期中期計画の中間年にあたる2023年度には、「企画委員会」のもとに設置したプロジェクトチームが実行計画の中間検証を行い、各計画について「SMARTの法則」による計画性（具体性、測定可能性、達成可能性、関連性、期限付き）から評価し、「実行計画グッドプラクティス」を選定し表彰するとともに、各計画の推進の参考となるよう学内で事例紹介を行っている。

以上のことから、中・長期計画を適切に定め、実行しているといえる。

2 内部質保証

<概評>

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

内部質保証のための全学的な方針として、「東北学院大学内部質保証に関する基本方針」を定めている。この中で、「内部質保証の本質は、自己点検・評価の実質化である」「内部質保証は、システム化されなければならない」「内部質保証の中核となるのは、教育の質保証である」「教育の内部質保証は、3つのレベルで行われなければならない」「教育の内部質保証では、教育成果が重視されなければならない」「内部質保証システムは、外部に開かれていなければならない」という6つの基本方針を明示している。

この基本方針に基づき、内部質保証のための体制と手続に関して必要な事項を「東北学院大学内部質保証体制及び手続に関する規程」に定めている。例えば、内部質保証を適切に行うために、構成する全ての組織及び職員が、それぞれの業務について「業務の質向上に向けた目標設定」をし、その達成に向けて「行動」し、これらの取り組みについて「点検・評価」を行い、その「結果を利用した改善方策の策定及び実施」を行うとともに、その「説明及びその公表」を実施しなければならないと定めている。

上記の方針及び手続に関する規程等については、「東北学院大学内部質保証に関する基本方針」や内部質保証に関する姿勢を簡潔にまとめた『東北学院大学内部質保証ガイドブック』に掲載し、これをもとに学部長・研究科長への説明会を開催し、学内において共有している。また、大学ホームページにも掲載し、学内外に公表している。

以上のことから、内部質保証のための全学的な方針及び手続を適切に明示しているといえる。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として「内部質保証委員会」を設

置している。同委員会は、内部質保証のP D C Aサイクルにおける「A（点検・評価の検証）」を担っており、全ての組織及び教職員が実施する自己点検・評価について検証し、その結果を学長に報告するとともに、それらの自己点検・評価が内部質保証に資するものとなるように改善方を審議し、学長に提言している。また、点検・評価の結果、改善が必要と認めた事項については、学部・研究科及び関連部署に対して改善のための支援を行っている。同委員会は、副学長（学務担当）を委員長とし、副学長（総務担当）、副学長（点検・評価担当）、学長室長、高等教育開発室長、総務部長、学長室政策支援 I R 課長及び委員長が指名する者若干名で構成している。

「内部質保証委員会」のほかに、点検・評価を実施して教育及び研究の質の向上を図るため、全学の「点検・評価委員会」を設置している。同委員会は、内部質保証のP D C Aサイクルにおける「C（点検・評価）」を担っており、全ての組織及び教職員が行う点検・評価の実施を統括し、毎年度各組織に対して指定した項目の点検・評価の実施を求め、その支援を行うほか、認証評価の年度を除く3年ごとに、各部局で毎年作成する「点検・評価入力シート」を集約し、全学的観点でまとめた『点検・評価報告書』を作成している。当該報告書は、「内部質保証委員会」の議を経て、学長に提出している。全学の「点検・評価委員会」は、副学長（点検・評価担当）を委員長とし、副学長（学務担当）、副学長（総務担当）、学部長及び教養教育センター長、研究科長、各学部及び教養教育センターから1名ずつ選出した教員、各研究科から1名ずつ選出した教員、高等教育開発室長、高等教育開発室副室長、高等教育開発室専任教員、大学部門の部長（宗教部長、学長室長、教学組織改編推進室長、総務部長、地域連携部長、研究支援部長、学務部長、国際交流部長、入試部長、学生部長、就職キャリア支援部長、図書館長、図書部長、情報システム部長）、大学部門の次長及び課長、教職課程センター所長、法人事務局次長、内部監査室長、法人部門の部長（庶務部長、人事部長、財務部長、施設部長、広報部長、史資料センター事務室長）、法人部門の次長及び課長で構成している。

また、学部・研究科をはじめとする全ての組織は、内部質保証のP D C Aサイクルにおける「D（改善措置の実施）」を担い、これらの「C（点検・評価）」を実施する主体として各学部・研究科・教養教育センターに「点検・評価委員会」を置いている。各委員会は、学部・研究科・教養教育センターの教員で構成し、それぞれの学部・研究科・教養教育センターにおいて内規を定め、業務に関する点検・評価の実施に責任を持ち、全学の「点検・評価委員会」の指定する点検・評価項目について点検・評価を実施するとともに、所属する教員の点検・評価の実施を支援している。

全学の「点検・評価委員会」が統括して実施した点検・評価結果を「内部質保

証委員会」に報告し、その審議において改善を要すると認めた事項については、必要に応じて、学長から「教学改革推進委員会」（大学院に係るものは「大学院委員会」）における意見聴取及び具体的措置の審議を経て、学長が関係組織や教職員に対し適切な措置を命じることとしている。「教学改革推進委員会」は内部質保証のPDCAサイクルにおける「P（改善方策の策定）」を担っている。

上記以外にも、直近の新たな課題に対応する「学長協議会」があり、執行部としての協議、決定及び指示の迅速化を目的に、学長の協議機関として設置している。近年は、「学長協議会」の協議を経て発出する学長諮問に基づき、教学に関連する改革を実施しているものの、内部質保証体制との連携のあり方は不明瞭なため、今後は、内部質保証における「学長協議会」の果たす役割の明確化に期待したい。また、内部質保証支援組織として「インスティテューショナル・リサーチ委員会」を設置しており、その事務局を学長室政策支援IR課が担当している。

以上のことから、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を概ね適切に整備している。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

建学の精神及び教育の理念・目的を実現するため、2009年に全学部共通の3つの方針である学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）及び学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。2021年度には、「内部質保証委員会」から学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針について改定の提案があり、これを受けた学長からの指示により全学的な方針に基づいて改定している。また、内部質保証のPDCAサイクルに基づく学内手続を「教学上の三つの方針に関する改定要領」に定めている。

全学的な内部質保証の取り組みについては、「東北学院大学内部質保証体制及び手続に関する規程」において、自己点検・評価を実施することを定めており、具体的には「東北学院大学点検・評価に関する規程」に基づき、全学の「点検・評価委員会」において、本協会が定める「大学基準」とその他大学の点検・評価に関して必要な事項のうち、全学の「点検・評価委員会」が年度ごとに指定する項目について点検・評価を実施している。

各学部・研究科その他の組織における点検・評価は、各内規に基づき設置している学部・研究科・教養教育センターの「点検・評価委員会」又は各組織の業務に関連する委員会において毎年度行っている。全学の「点検・評価委員会」が指定する事項等に関して、現状や課題等を点検・評価し、各組織の委員会において「点検・評価入力シート」に基づき結果をとりまとめている。各教員レベルでの自己点検・評価は、毎年度「教員業務・活動報告書」の作成と、「授業改善のた

めの学生アンケート」結果の教員自身での振り返りによって行っている。「点検・評価入力シート」を用いた点検・評価の結果を踏まえ、認証評価の年度を除く3年ごとに『点検・評価報告書』を作成し、7年ごとに本協会による大学評価（認証評価）を受けることとしている。

また、法人が5年ごとに設定した中期計画に向けた取り組みに対する点検・評価として、「TG Grand Vision 150」で定める教育研究の領域に応じた該当項目に対して、計画概要や具体的な数値による達成目標（KGI）及び評価指標（KPI）を掲げ、法人の「企画委員会」のもと、各項目の担当部署において年度単位での具体的な達成・進捗状況を測り、次年度への方策を記述することで自己点検・評価を行っている。

さらに、点検・評価における客観性や妥当性を確保するための取り組みとして、大学教員、経済界や地域の関係者、卒業生等で構成する「外部評価委員会」、学長、副学長、学長室長、学識経験者、地方自治体・産業界・市民団体等の関係者、学生会の常任委員長等で構成する「教学に関する懇話会」や、当該大学と同じくキリスト教を建学の精神とする大学と協定を締結し、これに基づく相互評価（以下「相互評価」という。）といった、外部からの視点を内部質保証に生かすための外部評価活動を実施している。それぞれの目的に応じたテーマを選定し、根拠に基づく外部評価を実施することで、点検・評価の妥当性を確認している。全ての組織、構成員の内部質保証の意識を高め、内部質保証体制及び関連規程を広く教職員に理解してもらうことを目的として、『東北学院大学内部質保証ガイドブック』を発行している。

点検・評価の結果に基づく改善・向上として、2023年度に実施した自己点検・評価において、全学の「点検・評価委員会」で、各学部の「教育課程編成・実施の方針」について「実施」に関する内容の設定が不十分であることを課題として取り上げ、「内部質保証委員会」が改善を要すると認めたことから、「教学改革推進委員会」の議を経て、学長が各学部へ改善勧告を発出し、「内部質保証委員会」が各学部の改善を支援しつつ、全学の「点検・評価委員会」が各学部の改善状況を確認している。また、「教学に関する懇話会」で得られた意見から「課題探究」の科目設置や学生アンケートの見直しなどを図った際には、「教学改革推進委員会」でその詳細を報告し、検討を行っていたものの、2024年度からは、「教学に関する懇話会」の実施後、全学の「点検・評価委員会」及び「内部質保証委員会」で実施報告を行ったのちに、「教学改革推進委員会」で意見聴取を行うことに改めている。

これまで行政機関からの指摘事項はなく、今後指摘を受けた場合には、所管部署において適切に対応していくこととしている。また、本協会からの指摘については、全学の「点検・評価委員会」において組織的な課題解決の方向性及び3年

後の改善報告書の提出までを示したスケジュールを提示し、課題解決の部門責任者を明確にして対応にあたっている。

以上のことから、方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているといえる。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

社会に対して説明責任を果たすために、大学ホームページに「情報公開」メニューを設置し、学校教育法施行規則で求められている情報公開に加え、さまざまな情報を広く公表している。また、『TGU FACTBOOK』を毎年度発行し、概ね過去10年分のデータの推移を数値やグラフを用いて掲載し、大学のデータ集として大学ホームページにも公開している。学校法人東北学院のホームページには、キリスト教活動の取り組み、「TG Grand Vision 150」、事業報告書や財務報告などの経営基盤となる情報を掲載している。全学の自己点検・評価結果については、大学ホームページの「大学評価」ページに、大学が実施しているその他の点検・評価の取り組みや関係規程とともに公表している。大学ホームページは、毎年度広報課が各担当部門へ内容確認を行うとともに、各部署において教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を随時遅滞なく最新情報へ更新している。

志願者及び保証人等に対して大学の情報をわかりやすく伝えるため、大学ホームページに「数字でみる東北学院大学」ページを設け、視覚的にもわかりやすく掲載し、解説文をポップアップで表示するほか、詳細については別ページへ誘導するなど工夫している。

以上のことから、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を大学ホームページに適切に公表しており、社会に対する説明責任を果たしているといえる。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

内部質保証システムの適切性については、「内部質保証委員会」において毎年度の点検・評価の一環で機能性を点検・評価している。「内部質保証委員会」では、『東北学院大学内部質保証ガイドブック』の内容について審議するとともに、内部質保証システムの適切性に関する点検・評価を行っている。内部質保証システムの適切性についての定期的な点検・評価は、本協会が定める大学基準2「内部質保証」の項目についての自己点検・評価を通じて「内部質保証委員会」が行っている。また、「外部評価委員会」においても、内部質保証体制やその実施状

況について、「大学全体レベル」「学部・研究科レベル」「教員レベル」における教育研究活動を中心とした現在の課題や目標設定、その進捗状況等について点検・評価を実施し、学内状況の整理や外部評価委員と学内関係者による意見交換等を行っている。

また、点検・評価項目③で既述した「外部評価委員会」や「教学に関する懇話会」、相互評価においても、定期的に点検・評価している。相互評価による改善・向上の取り組みとして、例えば、2022年度に実施した相互評価において、学部・研究科及び各部局におけるPDCAサイクルを機能させる取り組みの推進などについて指摘を受けたことに対し、確実に改善・向上につなげるべく、2023年度には「対応及び改善に関する報告書」を新たに作成し、情報交換の機会を設けることで、相互に内部質保証システムの見直しを中心とした教育の質の改善・向上に取り組んでいる。

以上のことから、内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っており、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

3 教育研究組織

<概評>

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

2022年度までの学部・学科構成は6学部16学科であったが、このうち、経済学部共生社会経済学科、工学部情報基盤工学科及び教養学部の4学科（人間科学科、言語文化学科、情報科学科、地域構想学科）を改編し、2023年4月に地域総合学部（地域コミュニティ学科、政策デザイン学科）、情報学部（データサイエンス学科）、人間科学部（心理行動科学科）、国際学部（国際教養学科）の4学部5学科を新しく設置したことにより、2023年度より、9学部15学科の構成となっている。研究科については、文学研究科、経済学研究科、経営学研究科、法学研究科、工学研究科、人間情報学研究科の構成となっており、経営学研究科には修士課程のみ、他の5研究科10専攻には博士課程前期課程及び後期課程を設置している。

2021年度に新たに設置した教養教育センターは、教養教育科目、外国語科目、保健体育科目等の全学的に実施する教育科目について、教育課程の編成及び実施を担っている。研究活動を推進するための研究所としては、「英語英文学研究所」「キリスト教文化研究所」「地域総合研究所」（2023年度に「社会福祉研究所」を改編）など15の研究所を設置している。センター等の組織としては、「情報処理センター」「教職課程センター」等の7つのセンターを設けており、さらに、

図書館、博物館及び自律的学習支援のためのラーニング・コモンズを設置している。

以上のことから、大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の必要な組織を設置しているといえる。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性の点検・評価は、全学の「点検・評価委員会」が各学部・研究科、各部局の自己点検・評価を統括して認証評価の年度を除く3年ごとに作成する『点検・評価報告書』の結果をもとに、「内部質保証委員会」で問題点を確認して改善に向けて取り組んでいる。改善が必要な事項については、学長が「教学改革推進委員会」又は「大学院委員会」の意見を聴取し、関係組織や教職員に対し適切な措置を命じることとしている。

例えば、仙台市及び近郊の3キャンパスを統合する機運にあわせて2019年度に学長から発出された、教養教育を主導する教員組織とそれを運営する機関に係る「教養教育に関する諮問」に基づき、「全学教育課程委員会」（2021年度からは「全学教育機構会議」）がキャンパス統合に伴う教養教育のあり方について検討している。その答申を踏まえ「教学改革推進委員会」での審議を経て、2021年度に大学の教養教育を担う教養教育センターを、2023年度には、大学教育の一層の質保証及び教養教育と専門教育との有機的な接続を目指すとともに、21世紀の高等教育に必要とされる教学マネジメントを確立するための先導的役割を果たすことを目的として高等教育開発室を設置している。

以上のことから、教育研究組織の適切性を点検・評価し、改善・向上につなげるべく取り組みを行っているといえる。

4 教育課程・学習成果

<概評>

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

大学については、学生が修得することが求められる知識、技能及び態度等の学習成果を示した全学部共通の「学位授与の方針」を設定している。「学位授与の方針」の主要な理念は、よく生きる姿勢、知的活動に必要な能力、課題発見及び解決能力、多様な視点並びに専門的知識などであり、学問分野によらず学生が身につけるべき知識・技能・態度を示し、これと連関する形で授与する学位ごとに学部の「学位授与の方針」を定め、学科ごとの学習成果を定めている。例えば、工学部機械知能工学科では、「機械工学の専門的基礎知識を理解して、設計、開発及び生産に関する概要を説明することができる」などの3項目を定めている。

大学院では、各研究科の学位課程ごとに「学位授与の方針」を設定している。全研究科共通の「学位授与の方針」はこれまで定めていなかったため、2023 年度に検討を行い、方針を定めている。また、各研究科の「学位授与の方針」の見直しを行うにあたり、「内部質保証委員会」において、全研究科共通の「学位授与の方針」に基づくひな形を提示することで各研究科の検討を支援した。当該委員会の支援のもと、各研究科で「学位授与の方針」の見直しを行い、2024 年度入学生から新たな方針を適用している。これにより、例えば経営学研究科修士課程では、「経営学に関する幅広い視野、基本的な知識及び思考力を有する」などの3項目を、工学研究科博士課程前期課程では、「工学に関する研究課題について、専門的で学術的な価値のある知見を有すること」などの4項目を、同後期課程では、「工学に関する学術研究について、自立した研究者として必要な知識、技能を活用して論文を作成し、その実行方法と研究成果を公表できること」などの4項目を定めている。

全学部共通、研究科共通及び各学部・研究科の学位授与方針は、大学要覧、大学院案内及び大学ホームページで公表している。なお、学部については、2023 年度より学位授与方針を改正しており、大学ホームページにおいて、入学年度ごとの学位授与方針を公表し、くわえて、在学生用ポータルサイトからも容易にアクセスできるように配慮している。

以上のことから、授与する学位ごとに学位授与方針を定め、公表しているといえる。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

教育課程の編成・実施方針は、大学及び大学院において授与する学位ごとに「学位授与の方針」に定めた「学修成果」の達成に向けた「教育課程編成・実施の方針」を策定している。例えば大学の「教育課程編成・実施の方針」については、「2 内部質保証」点検・評価項目③で既述したとおり、2023 年度に実施した自己点検・評価において「実施の方針」の設定が不十分であるとの指摘があったため、「内部質保証委員会」からの提言に基づき、学長が各学部へ改善勧告を行い、学位ごとの教育課程の編成とあわせて実施の方法を示すように改正を行い、2024 年度入学生より新たな方針を適用している。これにより、例えば法学部法律学科では、「専門教育科目を置き、少人数制の演習を通じて、法学に関する様々な課題に取り組むことで技能を磨く。また、これらに関する全般的な基礎教育を主たる目的として、初年次の専門教育科目には導入科目を置き、少人数制の演習を通じて、各自が法学の課題に対する発表を行い、課題解決能力やプレゼンテーション能力を伸長する」などの11項目を定めている。

大学院では、全研究科共通の「教育課程編成・実施の方針」をこれまで定めていなかったため、2023年度に検討を行い、方針を定めている。また、「内部質保証委員会」において、全研究科共通の「教育課程編成・実施の方針」を提示することで、各研究科の検討を支援し、各研究科の「教育課程編成・実施の方針」の見直しを行い、2024年度入学生より新たな方針を適用している。これにより、例えば経営学研究科修士課程では、「1年次から『演習』を置くとともに、必要な研究指導を行う」などの3項目を、人間情報学研究科博士課程前期課程では、「1年及び2年次に『人間情報学演習』を置き必修とするとともに、必要な研究指導を行う」などの5項目を、同後期課程では、「口頭発表、博士論文の執筆を通じて研究指導を行い、研究者として必要な高度な能力を養う」などの3項目を定めている。

全学部共通、研究科共通及び各学部・研究科の教育課程の編成・実施方針は、大学要覧、大学院案内及び大学ホームページで公表しており、在学生用ポータルサイトからも容易にアクセスできるように配慮している。

以上のことから、授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表している。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

教育課程について、学士課程では初年次に教養教育科目及び専門導入科目を置き、2年次の専門教育科目、そのうえで3年次以降の演習形式の科目、4年次の卒業論文又は卒業試験へと「学位授与の方針」で定めた「学修成果」を体系的に達成できるように編成している。専門教育科目は、学部・学科の「教育課程編成・実施の方針」に従って編成している。例えば、文学部英文学科では、専門導入科目として「英米文学概説Ⅰ・Ⅱ」「英語学概説Ⅰ・Ⅱ」を1年次の必修科目に設置し、2年次以降に英米文学専修・英語学専修に特化した「講読」「演習」科目を配置することで学修の順次性・体系性に配慮している。

大学院の教育課程に関しても、研究科ごとに定めている「教育課程編成・実施の方針」に基づいて諸科目を設置・開設している。修士課程、博士課程ともにコースワークとして基礎科目、専門科目を、リサーチワークとして論文演習又は演習を開設し、これらを適切に組み合わせて教育を行っている。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているといえる。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

各学部・研究科の教育目標の実現のため、授業形態を講義と演習・実験・実

習・実技に区分し、それらを組み合わせて教育を行っている。演習・実習では、少人数クラスを編成し、協同的な学習を促しながらきめ細かな指導を行っている。これらの授業方法を実現するにあたり、LMS (Learning Management System) の掲示板や個別指導の機能を利用することで、教員・学生間や学生同士のコミュニケーションを可能としている。また、1授業あたりの学生数については、授業形態に配慮した開講計画を立てている。大学院では、研究指導計画として入学から学位取得までのスケジュールと指導体制・方法を大学院要覧及び大学ホームページに明示している。そのうえで、各研究科では、複数教員の指導体制を整えている。また、副指導教員の配置及び指導状況については、各研究科においてそれぞれの学生の研究計画に基づいて、適切に行っている。

シラバスについては、講義内容、授業計画、成績評価等の基本的な項目に加えて、「アクティブ・ラーニング科目」及び「メディア授業科目」などの授業形態を明記し、達成目標は学生の視点に基づいた表現とすることにより理解の向上を図っている。また、成績評価方法の項目では、試験とレポート課題の具体的な評価配分を明示するとともに、観点別評価基準又はルーブリックを示して、複数教員による授業担当の場合でも成績評価を公正に実施できるように工夫している。授業内容とシラバスとの整合性を確保するため、学期ごとの授業終了時に実施する「授業改善のための学生アンケート」に質問項目を設けて確認を行っている。

履修指導については、学部・研究科ともに、新入生オリエンテーションの説明会において新入生全体に対して行うほか、上位学年の在籍学生に対しても履修登録時に教員や主管部署の職員から指導している。学部の長期欠席者については、グループ主任や必修科目担当者が当該学生への対応を行っており、研究科の大学院学生へは主指導教員や主管部署の職員が個別指導を行っている。2023年度からは、学部において、全学生を対象にeポートフォリオシステム「TG-folio」の運用を開始し、今後教員が体系的に学生の学習を支援できる仕組みを構築するために活用することとしている。また、授業外の学習を支援する取り組みとして、専任教員が土樋キャンパス及び五橋キャンパスに設置しているラーニング・コモンズにおいて、ライティング、レポート作成、プレゼンテーションに関する個別指導を行っている。

単位の実質化の観点から、1年間に履修登録できる単位数の上限を定めている。ただし、前年度の成績が優秀な学生のほか、編入学生、転学部・転学科学学生及び再入学生については上限を超えた履修登録を認めている。また、基礎力を補う「ベーシック英語」や教職免許状に関する科目、資格取得に関する科目等の一部の科目は、上限単位数から除外しており、特に資格課程等の履修者については履修登録単位の上限を超えて履修することを前提としている。そのため、一部の学部・学科では、1年次又は3年次の相当数が上限を超えて単位の履修登録を行っ

ており、一部の学生については、年間の履修登録単位数が著しく高い状態となっている。資格課程履修者については、ガイダンスで注意喚起するとともに、関係書類提出の機会に教務課職員が個別面談を実施しているものの、指導内容を教職員個人に委ねており、指導状況や取り組みの効果を組織的に把握・検証していないため、単位の実質化を図る措置を十分に講じているとはいえないことから、単位制の趣旨に照らして改善が求められる。

なお、授業方法の改善に向けた取り組みとして、全学生を対象に「遠隔授業の受講状況に関する学生調査」を行っている。調査の結果、遠隔授業における課題の量について問題が明らかとなったことから、「教学改革推進委員会」及び「学部長会」で当該事項を共有したのち、学長からの改善命令が「部長会」において発出され、例えば全学レベルでは「FD推進委員会」が中心となり全学FDを実施し、グッドプラクティスを共有するなどの改善を図っている。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

成績評価については、大学は学則及び「東北学院大学試験施行細則」、大学院は大学院学則に定め、これらに基づき単位認定を行っている。また、学部では、2016年度入学生から全学的にGPA制度を導入し、「東北学院大学GPAに関する取扱い要項」に定めた換算式を用いて、成績評価に応じたG値及びGPAを算出している。

単位認定については、大学設置基準に基づき、各科目担当教員がシラバスの成績評価方法及び基準に明示した厳格な成績評価により行っている。

学部における成績評価及び単位認定に関する全学的ルールの設定に関しては、2021年度までは「全学教育課程委員会」で審議していたが、2022年度からはその後継組織である「全学教育機構会議」で審議することとし、「教学改革推進委員会」で協議し、教授会で審議している。また、研究科においては、必要に応じて「大学院委員会」及び研究科委員会で審議している。成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの適切性については、「教務委員会」が点検・評価を行い、その結果を全学の「点検・評価委員会」へ報告している。「内部質保証委員会」は、全学の「点検・評価委員会」からの報告を受けて、必要に応じて改善に関する助言を行う形で支援をしている。

学位授与については、「東北学院大学学位規程」によって手続を定め、教授会又は研究科委員会の議決を経て、学長がその報告に基づき、学位を授与することとしている。

以上のことから、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているといえる。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学部・研究科の各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を可視化するために、学部・研究科の学位課程ごとにカリキュラムマップを作成して、大学要覧及び大学院要覧で公表している。

大学において、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価するため、2019年に「アセスメント・ポリシー」を設定した。この「アセスメント・ポリシー」に基づき、大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルの3つのレベルで、アセスメントを行うための指標を示した「アセスメント・プラン」を2022年度に策定し、学習成果を測定することとしている。この「アセスメント・プラン」に示すとおり、学位授与方針に示した学習成果と調査項目を連動させた「卒業時意識調査」を実施している。そのほか、各授業科目のGPA、学生に課すアセスメント・テストによる評価結果、卒業論文の評価結果、「授業改善のための学生アンケート」の結果、「卒業生アンケート」の結果等を利用するなど、学習成果の多面的評価において先駆的な取り組みを行っている。ただし、アセスメント・テストでは、各年次において受検率が大幅に異なることを大学として課題としている。また、2023年度から導入した「TG-folio」では、カリキュラムマップで示している各科目と学位授与方針を対応させ、レーダーチャート形式で学習成果の達成度を可視化しているが、導入したばかりであり、まだ十分に学生に定着しておらず、学生による入力率の向上が重要な課題となっているため、今後、主管部署の学修支援課と学生指導を行う各学部、さらに学生の入力データを活用する学長室政策支援IR課と高等教育開発室が協力して、更なる取り組みを進めることを期待したい。

大学院については、これまで、学習成果を把握及び評価することを目的とした調査は行っておらず、主に学位論文審査によって学位授与方針に示す学習成果の把握・評価を行っていたが、2023年度修了生を対象に、大学院の研究科専攻・課程ごとの学位授与方針に対応した達成度を自己評価する「修了時意識調査」を実施している。「内部質保証委員会」がこの調査結果をとりまとめたうえで、各研究科長に対して、調査結果に基づき改善に取り組むよう依頼している。「修了時意識調査」の調査項目については、引き続き「内部質保証委員会」で見直しを行い、2024年9月期修了生を対象に実施する予定としている。

以上のことから、学部・大学院ともに学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているといえる。今後は、大学として認識している諸課題を解決し、学位授与方針に示した学習成果の把握及び評価の充実に向けてより一層取り組むことを期待したい。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っている

か。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

全学的な教育課程編成について、学部に関しては「全学教育機構会議」で、研究科に関しては「大学院委員会」で検討しており、教育課程及びその内容、方法の適切性については、全学の「点検・評価委員会」が、各学部・研究科、各部署の自己点検・評価を統括して認証評価の年度を除く3年ごとに作成する『点検・評価報告書』の結果をもとに点検・評価し、「内部質保証委員会」が問題点を確認している。その審議において改善を要すると認めた事項については、必要に応じて、学長から「教学改革推進委員会」又は「大学院委員会」の意見を聴取し、学長が関係組織や教職員に対して措置を命じることとしている。学長からの改善勧告に対する改善状況・結果については、全学の「点検・評価委員会」に報告があり、継続的に確認が必要な事項については「内部質保証委員会」が確認を行うことで、更なる改善につなげている。点検・評価結果に基づく改善・向上の取り組みとしては、例えば、英語教育改革が挙げられる。共通（必修）英語教育を組織的に運営し、英語教育の充実を図ることを目的に、2015年に「英語教育センター」を設置し、2023年度には「外国語教育センター」に改編することで、第二外国語の教育も対象範囲とし、外国語教育の充実を図っている。

また、経済学部及び経営学部ではこれまで、S T比率が他の学部・学科と比べて高く、4年間の学習成果の総合的な指標となる卒業研究等を教育課程に設けていないことを課題としていた。これに対して、カリキュラムを改正し、2023年度入学生から卒業研究又は卒業試験を選択必修として課すことにより、学士力の質保証を行うことができるように改善している。さらに、「2 内部質保証」点検・評価項目③で既述したとおり、2023年度の点検・評価の結果、「教育課程編成・実施の方針」を改めている。

学習成果の把握及び評価の取り組みについては、「内部質保証委員会」が「アセスメント・プラン」を策定し、これに基づき高等教育開発室及び学長室政策支援IR課が各指標について分析を行い、「内部質保証委員会」「教学改革推進委員会」等において報告を行うとともに、大学ホームページ等を通じ学内外へ公開している。

以上のことから、内部質保証体制に基づき、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（学士課程（専門職大学及び専門職学科）／大学院の専門職学位課程）

該当なし。

<提言>

改善課題

- 1) 1年間に履修登録できる単位数の上限を設定しているものの、資格課程に関する科目などを除外しているほか、前年度の成績に基づき成績優秀な学生に加え、編転入学生も上限を超えた履修登録を認めている。特に資格課程を履修する学生については、履修登録単位の上限を超えることを前提としている。ガイダンス等を通じて注意喚起し、個別の履修指導を行っているものの、組織的に状況の把握や取り組みの効果の検証を行い、単位の実質化を図るよう改善が求められる。

5 学生の受け入れ

<概評>

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

学生の受け入れにあたっては「東北学院大学の教育理念である『キリスト教による人格教育』及びそのための教育プログラム（聖書とキリスト教に関する授業及び大学礼拝など）について理解した上で、本学での学びを強く望んでいる」などの建学の精神及び理念・目的を理解することを基本的要件とし、「学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」を踏まえた「入学者受け入れの方針」を定めている。大学では、全学部共通の「入学者受け入れの方針」を定め、そのもとに各学部の「入学者受け入れの方針」を定めている。大学院では、各研究科の修士課程、博士課程前期課程及び後期課程ごとに「入学者受け入れの方針」を定めている。また、「内部質保証委員会」が全研究科共通の「入学者受け入れの方針」に基づくひな形を提示することで各研究科の検討を支援し、2024年度入学生に適用する各研究科の学生の受け入れ方針の見直しを行った。

学生の受け入れ方針は、大学ホームページ及び『学生募集要項』に掲載するとともに、学部においては『受験ガイド』、大学院においては大学院案内により公表している。さらに、前年度以前の一般選抜問題を大学ホームページに掲載することにより、志願者が入学するために必要となる学力水準を把握できるようにしている。

以上のことから、建学の精神を踏まえた学生の受け入れ方針を定め、公表しているといえる。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

入学者選抜制度は、「入学者受け入れの方針」に基づき実施している。大学の入学者選抜制度は、一般選抜、総合型選抜、大学入学共通テスト利用選抜、編入

学選抜及び学校推薦型選抜を実施している。大学院の入学選抜制度は、一般選考、社会人特別選考、推薦選考（工学研究科、人間情報研究科のみで実施）、特別選考で構成している。

大学については、学生募集に関する活動として、大学関係者による高等学校への訪問、進学相談会・会場ガイダンス、高等学校を会場とする大学・入学選抜説明会への参加、大学が主催する進学指導者懇談会の実施、年複数回のオープンキャンパス、高・大の接続事業の一環としての出張講義等を行っている。大学院については、研究科ごとに入試説明会を実施している。授業やその他の費用や経済的支援に関する情報については、上記の学生募集活動を通じて入学希望者に周知すると同時に、『学生募集要項』『受験ガイド』のほか、大学案内、大学院案内に関連する情報を記載している。

公正な入学選抜を実施するために、大学では、「入学試験管理委員会」と「入学試験実施委員会」を設置しており、入試会場設営・案内の業務を含め、全ての入学選抜を大学の教職員で実施している。入学選抜問題の作成・採点においては、各試験科目の出題主任を中心に非公開の作成委員・整理委員・校正委員・採点委員による相互チェックを行っている。2023年度選抜からは、一般選抜全試験科目の外部業者による事前チェックを導入し、出題ミスの防止に努めている。大学院では、入学選抜の実施準備を入試部アドミッションズ・オフィスが担当している。選抜問題の作題及び採点については、必ず研究科長が最終確認を行うなど、各研究科の責任において適切に実施している。

以上のことから、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学選抜を公正に実施しているといえる。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

大学においては、過去5年の入学定員に対する入学数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率ともに概ね一定の水準にあり、適切に定員管理を行っているといえる。一方で、編入学定員に対する編入学数比率については低く、関係する委員会等で各学部の編入学定員についての検討を行っているとのことから、今後の取り組みが期待される。

大学院においては、博士課程前期課程及び後期課程において収容定員に対する在籍学生数比率が低い研究科があることから、改善が求められる。なお、研究科については、前回の大学評価（認証評価）結果においても同様の指摘を受けており、この問題を解決するため、新設した学部・学科の卒業生の進学が見込まれる2027年度を見据え、大学院組織の抜本的改革の一つとして改編を計画している。具体的には、教育課程の全般的な見直し、社会人のリスキリング・リカレント教

育の充実化、履修証明プログラムの検討等を中心に進めていることから、その効果に期待したい。

以上のことから、大学については、適切な定員を設定し、在籍学生数を収容定員に基づき適切に管理しているといえる。一方、大学院については、収容定員に対する在籍学生数比率が低い研究科があるため、改善が求められる。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れの適切性の点検・評価は、全学の「点検・評価委員会」が認証評価の年度を除く3年ごとに作成する『点検・評価報告書』の結果をもとに、「内部質保証委員会」が問題点を確認している。また、大学における学生募集及び入学者選抜の適切性に関する点検・評価は、「入試選抜方法等に関する検討委員会」で実施している。大学院においては、学長の指示に基づいて、「大学院委員会」で関連事項の審議・検討を行っている。

点検・評価の結果に基づく改善・向上については、「入試選抜方法等に関する検討委員会」「入学試験管理委員会」「入学試験実施委員会」等の入学者選抜に関わる各種委員会で取り組んでいる。例えば、2022年度から新たな併願制度を導入し、入学希望者の潜在的要望に応える制度改革を行っている。さらに、学部・学科在学生の入学者選抜制度ごとの修得単位平均・GPA平均データを分析し、全学的に共有することで、各種入学者選抜制度が適切に機能しているかをデータドリブンで検証していることから、その成果に期待したい。

以上のことから、学生の受け入れの適切性を定期的に点検・評価し、改善・向上につなげているといえる。

<提言>

改善課題

- 1) 収容定員に対する在籍学生数比率について、博士課程前期課程では、文学研究科で0.23、経済学研究科で0.06、法学研究科で0.40と低い。また、同比率について、博士課程後期課程では、経済学研究科、法学研究科及び工学研究科でそれぞれ0.17と低いため、大学院の定員管理を徹底するよう、抜本的な改善が求められる。

6 教員・教員組織

<概評>

- ① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

大学が求める教員像は、「教員採用の基本方針」及び「東北学院大学教育職員に求める基本姿勢」に定めている。教員採用及び昇任に際しては、各学位課程における専門分野に関する能力（業績数）及び教育に対する姿勢等の求める条件を「東北学院大学教員資格審査規程」に明記している。また、大学の「教員組織の編制方針」を定め、「東北学院建学の精神に基づく本学の教育理念・目的を達成するため、大学設置基準を基礎にした本学独自の教員基準値を設定し、教育研究上、適正かつ十分な教員数を確保する」など3点を明示している。これを踏まえ、各学部・研究科・教養教育センターでは、それぞれ「教員組織の編制方針」を定めており、例えば工学部においては、「工学部専任教員は工学部の教育課程における専門教育科目を主に担当する教員から組織される」等としている。

これらの求める教員像及び編制方針は、『東北学院大学の基本方針』に集約し、大学ホームページを通じて学内外に公表している。これに加えて、「教員組織の編制方針」については、教授会及び研究科委員会において共有している。

以上のことから、大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科・教養教育センターの「教員組織の編制方針」を明示しているといえる。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

「教員組織の編制方針」に沿った教員編制を実現するために、「全学組織運営委員会」が全学の学生収容定員総数に応じて各学部・研究科・教養教育センターの教員定数を決定している。また、その定数に基づき定める年度ごとの各学部・研究科・教養教育センターの新規教員採用人数に従い、教員採用を行っている。なお、各学部においては、教育課程における専門教育科目を主に担当する教員で組織している。

専任教員の年齢構成については、全体的に特定の範囲の年齢に偏ることなくバランスがとれているが、男女比は学部による偏りがみられ、一部の学部・学科においては女性教員がいない状態となっている。これに関し、女性教員の割合が相当程度少ない現状を積極的に改善するための経過措置として、法令に基づく女性限定の公募を「全学組織運営委員会」で承認して改善に向けて取り組んでいることから、今後の改善を期待したい。

教員と職員の役割分担、それぞれの責任については、学則で明確に定めており、各種委員会には教員と職員がともに委員として参画し、大学の教育の質向上に取り組んでいる。

教育における指導補助者として、ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）、スチューデント・アシスタント（以下「SA」という。）、アカデ

ミックサポーター及びスチューデント・チューターを採用しており、それぞれの関係規程において、資格要件や業務内容等を定め、必要な研修を行ったうえで、適切に活用している。

以上のことから、教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、概ね適切に教員組織を編制しているといえる。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の採用、昇任については、「教員採用の基本方針」に基づき、「東北学院大学教員資格審査規程」及び「教員資格審査の業績審査に関する内規」を定めている。教員の募集・採用にあたっては、学部長は「教員採用計画申請書」を作成して学長に報告し、学長は同申請書をもとに、「全学組織運営委員会」において教員の募集・採用について審議・承認している。採用の最終候補者を決定するにあたっては、模擬授業及び面接を経て当該学部の教授会において最終候補者を選定のうえ、「教員資格審査委員会」において主査、副査の審査を経て、最終候補者を確定している。昇任についても、教授会、主査及び副査の審査を経て、「教員資格審査委員会」で決定する手続となっている。一方、研究科については、「東北学院大学大学院教員資格審査規程」に基づき、学部教員の中から採用しており、各研究科委員会の審査を経て、「大学院委員会」において審議・決定している。

以上のことから、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているといえる。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

大学全体として、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動については、副学長（学務担当）を委員長とする「FD推進委員会」を設置し、毎年全学の「FD研修会・講演会」や「新任教員FD研修会」及び「新任教員FD座談会」を開催している。そのうえで、各学部・研究科・教養教育センターでは、各組織が計画を立て、各種FDを開催している。例えば、法学部では、2022年度に「次年度新設科目のモデル授業を通じたFD」を、経営学研究科では、2021年度に「授業カリキュラムに関するアンケート結果に関するFD」を行っている。

上記のほか、教員に求められる研究活動、社会貢献等の諸活動の活性化を図る取り組みの一つとして「学長研究助成金」制度を設けている。この制度は、教育研究活動の結果、「東北学院大学における地域に関わる創造的かつ領域横断的な知的活動を活性化すること」「この活動によって、地域・社会貢献に寄与すること」「この活動によって、地域における東北学院大学のプレゼンスを向上させる

こと」の3点の効果を生み出すことを期待したものであり、2017年度以降は、多様化・複雑化の様相を深める地域社会が抱える問題に対応するため、広く「地域に関わる研究又は知的支援活動」をテーマとしている。また、「東北学院大学教育功績等表彰規程」に基づき、「授業改善のための学生アンケート」や「教員業務・活動報告書」等を通じて総合的に優れた教員を表彰している。

なお、2021年度より、研究支援制度として「科研費 NEXT 支援制度」を設置して取り組んだことで科学研究費補助金の新規採択件数が向上しており、研究の奨励制度として成果につながっている。

以上のことから、組織的かつ多面的なFD活動を実施し、その結果に基づき教員の質向上及び教員組織の改善・向上につなげているといえる。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性の点検・評価については、各学部・研究科で教育課程との整合性を検証し、全学の「点検・評価委員会」が各学部・研究科、各部局の自己点検・評価を統括して認証評価の年度を除く3年ごとに作成する『点検・評価報告書』の結果をもとに、「内部質保証委員会」が問題点を確認している。その審議において改善を要すると認められた事項については、必要に応じて、学長から「教学改革推進委員会」又は「大学院委員会」の意見を聴取し、学長が関係組織や教職員に対し適切な措置を命じる仕組みにしている。この学長からの改善勧告に対して、改善状況・結果を全学の「点検・評価委員会」に報告するものとし、継続的に確認が必要な事項については「内部質保証委員会」が確認を行うことで、改善につなげている。また、学部ごとの教員数の適切性については、「全学組織運営委員会」において、教員定数表の管理を行うことを通じて点検・評価を行っている。各学部の新規教員採用人数は、教員定数に基づき年度ごとに決定しており、各学部は教員の退職、新規採用、カリキュラム改正の機会に、教授会等で人事案の審議を行っている。

点検・評価の結果に基づく改善・向上としては、2023年度の自己点検・評価において、「教員組織の編制方針」に「東北学院大学教育職員に求める基本姿勢」との関連性を明示していないことが明らかとなったことから、全学の「点検・評価委員会」で問題点をとりまとめたのち、「内部質保証委員会」が改善を要すると認めて学長が改善勧告を発出し、各学部・研究科・教養教育センターにおける検討のうえ、「教員組織の編制方針」を見直している。

以上のことから、教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に取り組んでいるといえる。

7 学生支援

<概評>

- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

学生支援に関して、「修学支援の基本方針」「生活支援の基本方針」「就職キャリア支援の基本方針」「課外活動支援の基本方針」「障がい者支援の基本方針」「ボランティア活動の基本方針」「ハラスメントに関する基本方針」「スポーツ活動支援の基本方針」「退学者対策の基本方針」「東北学院大学学生生活指導方針」「グループ主任に関する基本方針」を定めている。

例えば、「修学支援の基本方針」として「学生の能力に応じた補習・補充教育、あるいは発展・展開教育を組織的に行う」ことや「生活支援の基本方針」として「奨学金制度の充実や学生寮の整備、健全なアルバイトの紹介などの生活・経済上の支援を行う」こと、「就職キャリア支援の基本方針」として「低学年より大学院を含めた各学年に応じたキャリア教育と進路支援を提供する」ことなどを示している。

これらは、『東北学院大学の基本方針』を発行し、これを大学ホームページに掲載することにより、学内で共有するとともに学内外に公表している。

以上のことから、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているといえる。

- ② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

学生支援に関する基本方針に基づき、学務部、学生部、就職キャリア支援部等の関係部局と各学部・研究科の連携体制により、さまざまな学生支援を実施している。

修学支援として、学生の能力に応じた補習教育、補充教育を行っている。例えば、学修に不安を感じる学生が相談できる窓口として、ラーニング・コモンズでは、専任教員によるライティング、レポート作成等の個別指導を実施している。また、GPAの低い学生に対しては、学期末の成績発表時に各学科で面談を行っている。留年（卒業不可）や原級止め（進級不可）の学生には、4月の履修登録の際に履修指導を行い、休学・退学希望の学生には、願書提出の前に学生課職員が面談で状況を確認することとしている。大学院学生に対しては、各専攻と大学院課が連携し、指導を行っている。なお、ラーニング・コモンズの拡充を計画的に進めており、学生の自律的学習に加え、グループ学習も促進している。ラーニング・コモンズの利用件数は大幅に増加してきていることから、今後、学生の学習が活性化することが期待される。

その他、学生の自主的な学習支援として、「東北学院大学学生懸賞論文」を毎年実施し、学生の日頃の研鑽の成果と豊かな想像力の発表機会を継続的に提供している。

経済的支援については、大学独自の奨学金制度を多数設け、学外の奨学金制度も導入しているほか、「高等教育の修学支援新制度」の対象機関にもなっている。また、課外活動時のキャンパス間移動のための支援や学生寮に対する支援も行うなど、さまざまな取り組みを実施している。これらの情報は、大学ホームページを通じて提供している。留学生支援については、履修ガイダンスの実施や授業料減免等を行っている。

生活支援に関しては、専門カウンセラーとして臨床心理士や公認心理師を配置する学生相談室を設置し、学生のみならず、保証人からの相談にも対応している。また、学生健康支援センターに置く学生支援室に専門のコーディネーターを配置し、聞き取り調査に基づき合理的配慮依頼文書案を作成し、支援内容を検討・決定しており、授業担当教員のほか、当該学生の所属学科等及び学務部や学生部等と連携して障がいのある学生等への支援を実施している。くわえて、保健室を設置し、定期健康診断の実施及び事後指導、けがや急病の応急処置、健康相談及び健康教育等を行っている。

ハラスメント防止への対応では、「学校法人東北学院ハラスメントの防止、対策等に関する規程」「学校法人東北学院ハラスメント対策手続規程」を定め、ハラスメントの相談窓口の整備や、ハラスメント相談員の配置を行っている。さらに、全教職員に対して研修会を毎年実施し、注意喚起を行っている。

進路支援として、1年次にキャリア教育科目「キャリア形成の探究」を提供するとともに、就職キャリア支援課を設置し、就職活動及びキャリア支援に係る相談等に加え、専門のキャリアカウンセラーによる面談等も行っている。さらに、キャリア支援クラウドサービスの導入、SNSアプリの利用等を展開し、就職に関する情報を効果的に学生へ情報発信している。博士課程後期課程の学生に対して、学識を教授するために必要な能力を培うための機会を設定するため、「東北大学P F F P（大学教員準備プログラム）」の受講を推奨している。

その他支援として、課外活動や学術研究分野で活躍した学生等の功績を称え表彰する制度や、学生からの要望を聴取する「合同協議会」の実施、「グループ主任制度」による建学の精神に基づく学習及び学生生活に関する学生個人に対する必要な指導と助言を行っている。

以上のことから、学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備しており、学生支援を適切に行っているといえる。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果

をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援の適切性については、年度ごとに「学生委員会」「ラーニング・コモンズ会議」「国際交流委員会」「就職キャリア支援委員会」「休退学者対策委員会」等の関係会議体が「点検・評価入力シート」等に基づき点検・評価を実施している。認証評価の年度を除く3年ごとに全学の「点検・評価委員会」が『点検・評価報告書』としてとりまとめ、これに基づき「内部質保証委員会」が問題点を確認している。その結果、明らかになった問題点に対し、学長は「教学改革推進委員会」又は「大学院委員会」に意見を適宜求め、その意見を踏まえ、学長は関係する委員会等に改善勧告を出し、全学の「点検・評価委員会」への進捗報告や「内部質保証委員会」での状況確認を行いながら、各組織において改善を実行している。

なお、点検・評価の結果に基づく改善・向上に向けた取り組みの事例として、留学制度の資格要件や選考基準があいまいだったため、関連規程を改正し、明確にしたことや、大学院学生に対する「授業改善のための学生アンケート」では、回答者が特定される可能性があり回答しづらい状況であったことから、これとは別に、大学院独自の「大学院生アンケート」を実施することとしたことが挙げられる。

以上のことから、学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

8 教育研究等環境

<概評>

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

教育研究等環境の整備に関する方針として「教育研究環境の整備に関する基本方針」を定め、「学生が十分に学修に専念し、高度な学術研究を推進するために適切で十分な施設・設備を整備する」「高等教育、学術研究を支える学術情報基盤として適切な規模の図書館を配備し、質・量ともに十分な水準の学術情報資料を系統的に集積し、その効果的な利用を促進する」「研究機関としての研究所及び教育・学生支援・地域連携のためのセンター等を配備し、教育研究活動の活性化を支援する環境を整備する」「SA及びTA等のスタッフを適切に配置し、学生の学修及び教員の教育研究活動を支援する環境を整備する」「教員研究費・研究室・研究時間の確保に努め、研究倫理を定めるなど、教員の教育研究活動の活性化を支援する環境を整備する」という5つの項目を示している。また、「TG Grand Vision 150」の第I期中期計画（2016～2020年度）、第II期中期計画（2021～2025年度）においても、教育環境の領域における基本施策や法人及び大

学の管理運営領域の政策目標を示している。

同方針は、『東北学院大学の基本方針』に集約して大学ホームページに掲載し、学内で共有している。

以上のことから、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を適切に明示しているといえる。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

3つのキャンパス（土樋キャンパス、五橋キャンパス、泉キャンパス（体育施設と課外活動施設のみ））を有し、「教育研究環境の整備に関する基本方針」や「TG Grand Vision 150」に基づいて施設、設備等の整備及び管理を行っている。また、校地・校舎面積は大学設置基準を満たし、かつ教室、図書館、体育館、運動場等の必要な施設・設備を整備している。施設及び設備の管理については「東北学院大学営造物等管理規程」、施設及び設備の整備については「東北学院大学施設拡充委員会規程」に基づき、教育研究等環境を管理・整備している。2023年4月には五橋キャンパスを整備し、全ての学生・教職員が一つのキャンパスに集まってさまざまな交流を生み出す場となっている。さらに、キャンパスアメニティに関する事項については、大学と「学生会」との定期的な協議の場である「合同協議会」において、「学生会」からの要望にも誠実に対応しており、教育研究等環境の改善策として評価できる。

施設・設備の維持管理、安全・衛生の確保の取り組みとして、総合管理会社に建物総合管理業務（保守点検・清掃業務・警備業務など）を委託しており、教育研究活動が支障なく実施できる環境を整備している。施設・設備等の状況については総合管理会社から共有される情報をもとに、必要な対応を行っている。また、建物等のバリアフリー化を順次進めており、多目的トイレ、車椅子対応の座席を設け、身体に障がいを持つ学生にも配慮している。

「学校法人東北学院総合ネットワーク管理委員会規程」に基づき、ネットワーク通信の基盤施設・設備を整備し、セキュリティを確保した高速通信を実現している。キャンパス内の教室等の学生・教職員が利用する各スペースで無線LANを利用することが可能であり、大学で利用できるITサービスに関する情報を集約したホームページ「東北学院大学ITナビ」に公開している。また、2020年度入学生からのBYOD義務化に伴い、ネットワーク通信量の増大などにも対応している。土樋キャンパス・五橋キャンパスにクライアントパソコンを設置しているほか、BYODに対応した教室を確保し、授業や自習等で学生・教職員が利用している。

学生及び教職員における情報倫理の確立を図るための取り組みとして、学生へ

は必修科目「情報リテラシー」で情報倫理を取り扱うほか、学生手帳・『学生生活』（2023年度からは「PocketTGU」に移行）や、情報処理センターのホームページへの「コンピュータとネットワークの利用について」の掲載を通じて、啓発を行っている。また、「東北学院大学ITナビ」にもセキュリティ情報を掲載しており、教職員には宮城県警察本部サイバー犯罪対策課発行の情報誌の共有や新任研修での情報セキュリティに係るオンライン講演を実施し、情報セキュリティに関する注意喚起を促している。

学生の自主的な学習、グループ学習の機会を増やすため、土樋キャンパスにラーニング・コモンズ「コラトリエ」、五橋キャンパスに「コラトリエ・ライブラリー」を開設し、専属教員及び学生スタッフを配置し、きめ細かな学習支援を行っている。

以上のことから、教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、運動場、研究室等の教育研究活動に必要な施設及び設備を適切に有しているといえる。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

「教育研究環境の整備に関する基本方針」に基づき、土樋キャンパスに中央図書館と中央図書館分室、五橋キャンパスに「コラトリエ・ライブラリー」（自主的協同学修のための空間に併設した図書館）を設置し、教育研究活動に十分な質と量の電子ブック・製本図書を含めた図書資料、学術雑誌、電子ジャーナル、データベース等を備えている。国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他の図書館とのネットワークを整備しており、相互利用や学術情報貸借等、積極的な相互協力に努めている。「コラトリエ・ライブラリー」は、アクティブ・ラーニング型学習に適した設備と、図書館としての機能色が強い設備を設けており、学生の利用形態に応じた学習に専念できる環境を整えている。

図書館全体（土樋キャンパス及び五橋キャンパス）の座席数も確保しており、開館時間は学生の利便性を鑑みて設定している。また、図書館業務のうち、図書資料の整理業務と閲覧業務は業務委託しており、業務従事者及び統括業務者の全員が司書資格を有しており、十分な図書館・学術情報サービスを提供できている。

以上のことから、図書館については、学術情報サービスを提供するための体制を整え、適切に機能しているといえる。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

研究に対する大学の基本的な考え方として「研究の基本方針」を定め、「世界

文化の創造と人類の福祉への貢献を目的とし、それに反する研究は行わない」「『知(地)の拠点』としての大学の役割を果たし、地域社会や行政との連携を図る」「学問的良心と科学的合理性に基づいた公正な研究及び研究成果の発表を行う」「研究費の使用にあたっては、適切かつ透明性の高い手続きを経る」「研究成果や知的財産を積極的に社会に還元する」という5つの項目を示している。同方針は、『東北学院大学の基本方針』に集約し、大学ホームページを用いて学内で共有している。

教員に対して、研究機器の購入及び研究旅費へ充てることができる個人研究費を支給している。個人研究費以外にも、学内において「学校法人東北学院個別・共同研究助成」「学長研究助成金」「学長教育改革研究助成金」といった競争型の学内研究費も整備している。外部資金獲得のための支援も行っており、科学研究費補助金採択件数も増加している。「学長教育改革研究助成金」制度は、2022年度の大学設置基準改正に伴い、教職協働の実質化がより具体的に盛り込まれたことから、2023年度からは応募要領に「共同研究者に事務職員が含まれていることが望ましい」と記載しており、教職協働を推進する制度となっている。また、専任教員には個人研究室を整備し、特任講師には、合同研究室を供与している。

専任教員の年間担当授業時間数については、過度にならないよう配慮したうえで担当授業時間数を定めており、週1日以上は研究活動に充てることが可能となっている。なお、学部によって超過講義時間数の差が若干見受けられるものの、バイアウト制度等について検討していることから、今後の改善に期待したい。

以上のことから、教育研究活動の促進を図るため、支援する環境や条件を概ね適切に整備しているといえる。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究活動上の不正行為に対して厳しい姿勢で臨み、学術研究に携わる者及びこれを支援する者による研究活動上の不正行為を未然に防止し、その適正化を図るため、「東北学院大学における研究活動上の不正行為防止に関する基本方針」及び「東北学院大学における公正な研究活動を遂行するための行動規範」を定め、あわせて、研究活動上の不正行為防止に係る責任体制を「研究活動上の不正行為防止に関する責任体系図」に示し、それぞれの責任者の役割を明確にしている。これらに則り、「東北学院大学における研究活動上の不正行為の防止、対応等に関する規程」を定めている。また、人を対象とする研究を行う場合には、研究対象者の尊厳と人権を守るための倫理上の適合性に関する審査機関として、「東北学院大学人間対象研究審査委員会」を設置している。

方針や体制、規程等については、具体的な研究活動上の不正行為防止対策の一環として、『研究活動上の不正行為防止・対応マニュアル』を策定し、教員に配

付するとともに、大学ホームページを通じて学内外に公表している。また、教員及び学生における研究倫理確立のため、コンプライアンス教育及び研究倫理教育として、例えば、全ての研究者は原則5年ごとにeラーニングを受講し、受講後は誓約書、確認書及び受講修了証書を各キャンパスの担当部署に提出することとしている。さらに、全ての大学院学生に対する大学院ガイダンスや、一部研究科では独自にコンプライアンス教育・研究倫理教育を実施するなど、多様な教育体制を整えている。

以上のことから、研究倫理を遵守するための規程・体制を整備しており、適切に対応しているといえる。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究等環境の適切性の点検・評価は、全学の「点検・評価委員会」が各学部・研究科、各部局の自己点検・評価を統括して認証評価の年度を除く3年ごとに作成する『点検・評価報告書』の結果をもとに、「内部質保証委員会」が問題点を確認している。施設及び設備は「学校法人東北学院施設会議」、ラーニング・コモンズで実施しているサービスについては「ラーニング・コモンズ運営委員会」、図書館は「図書館委員会」、ICT環境は「学校法人東北学院総合ネットワーク管理委員会」及び「情報処理センター委員会」において点検・評価している。

点検・評価の結果、改善を要すると認めた事項については、必要に応じて、学長から「教学改革推進委員会」又は「大学院委員会」の意見を聴取し、学長が関係組織や教職員に対し適切な措置を命じることとしている。学長からの改善勧告に対して、改善状況・結果を全学の「点検・評価委員会」に報告するものとし、継続的に確認が必要な事項については「内部質保証委員会」が確認を行うことで、改善につなげている。

教育研究等環境の適切性の点検・評価の結果に基づく改善・向上について、例えば、「ラーニング・コモンズ運営委員会」において、教育研究等環境をより充実させるため、個別指導を行うスタッフを増員して対応する等のラーニング・コモンズの改善・充実に取り組んでいる。

以上のことから、教育研究等環境の適切性を点検・評価し、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する

方針を明示しているか。

建学の精神及び大学の理念・目的の実現のため、「社会連携・貢献に関する基本方針」を策定し、「建学の精神に基づき、教育、研究に並ぶ重要な使命の一つとして社会連携・貢献を位置づけ、地域社会の抱えている諸課題の解決に寄与すべく、全学を挙げて」取り組みを積極的に推進することとしている。この基本方針に基づき、地域社会の抱えている諸課題の解決に寄与するための取り組みとしては、「知の還元」「人材育成」「連携協働」「体制整備」の4点を挙げている。また、「TG Grand Vision 150」においても、「社会貢献」領域を設定し、「多様な年齢層への生涯学習の機会を提供する」及び「地域社会、産業、行政との連携により社会的課題に対応する事業を実行する」という施策方針のもとにさまざまな取り組みを進めている。

「社会連携・貢献に関する基本方針」は、『東北学院大学の基本方針』に収録し、大学ホームページを通じて学内外に公表している。

以上のことから、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているといえる。

② **社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。**

「TG Grand Vision 150」に掲げる「開かれた学校として地域社会の多様なニーズに幅広く対応する」などの施策方針の実現に向けて、総務部地域連携課・地域連携センター（2024年4月より地域連携部地域連携課に組織改編）及び「総合ボランティアステーション」を中心としてさまざまな地域連携活動を継続している。なお、「総合ボランティアステーション」は、2021年度の「教学改革推進委員会」における学長からの諮問に対する答申に基づき、学生や地域のニーズを踏まえてボランティアの対象を拡大させるとともに、学生が参画しやすい体制を構築することなどを目指し、東日本大震災からの復旧・復興活動を担ってきた「災害ボランティアステーション」を発展的に改組し2023年に設置している。

具体的な活動としては、文部科学省の補助事業である「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」及び「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」の採択を契機に、地域及び構築するプラットフォームを基盤とした連携事業である履修証明プログラム「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）スキルアッププログラム」の継続的な実施、「みやぎ・せんだい地域人材育成協働事業プラットフォーム」の実施、「大学間災害ボランティアネットワーク」の構築及び運営等が挙げられる。「みやぎ・せんだい地域人材育成協働事業プラットフォーム」では、「みやぎの企業発見プログラム」（2016年度から実施）をはじめとした4つの事業を実施している。また、地域が求める人材の育成を目的と

する「地域教育科目」群を全学部を設置し全学的に「震災と復興」「地域の課題Ⅰ」「地域の課題Ⅱ」「地域課題演習」の4科目を開講し、各学部においても、専門教育科目の中で、地域企業の課題解決の設定やプロジェクトの実施、専門性を生かした地域支援活動を実施するなど、地域と連携した活動と教育を結合させた取り組みを推進している。

特に、「みやぎ・せんだい地域人材育成協働事業プラットフォーム」については、文部科学省の補助期間の終了後も、それまでに培った運営基盤を発展・強化させ、時代や地域のニーズに柔軟に対応した人材育成事業を展開し、2023年度には実践機会を増やすためのカリキュラム改編を行い、「TGベーシック」の「課題探究」科目群の選択必修科目として「地域ボランティア活動の探究」「地域課題の探究」の2科目に集約して開講している。地域が求める人材の育成を目的とする実践的な科目に、「総合ボランティアステーション」が積極的に関与することで、学生の「総合ボランティアステーション」への登録にもつながり、学生のボランティア活動者数も増加傾向にある。これらにより、地域の課題解決や専門性を生かした地域支援活動を行っていることは、知的、道徳的及び応用的能力を展開し、人類の福祉に寄与する人物を育成するという大学の理念・目的や「TG Grand Vision 150」を実現する取り組みとして高く評価できる。

なお、地域連携業務を担う教職員の異動に伴う事業の停滞を防ぐため、ジョブローテーションと仕事を通じた研修（OJT）を組み合わせた取り組みを行っている。さらに、「TG Grand Vision150」の政策目標との紐づけも含めた業務一覧を2023年度から作成し、新たなニーズにも柔軟に対応できる環境を整備するとともに、今後に向けて記載事項の精査及びデジタル化の検討を進めている。

また、総合学術誌『震災学』（現在は『被災学』と改題）を2012年度から継続的に発刊しているほか、仙台市教育委員会との連携事業、宮古市との連携事業、多賀城市との連携事業、民間放送のラジオ局との連携事業、大学キャンパス近隣の商店街振興組合との連携事業の一環として、「七夕まつり」プロジェクトの実施といった地域交流及び国際交流を行っている。

以上のことから、「TG Grand Vision 150」に掲げる施策方針の実現に向けて、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施するとともに、教育研究成果を適切に社会に還元しているといえる。

③ **社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

社会連携・社会貢献の適切性に関する点検・評価については、全学の「点検・評価委員会」が各学部・研究科、各部局の自己点検・評価を統括して認証評価の年度を除く3年ごとに作成する『点検・評価報告書』の結果をもとに、「内部質

保証委員会」が問題点を確認している。改善を要すると認めた事項については、必要に応じて、学長が「教学改革推進委員会」又は「大学院委員会」の意見を聴取し、適切な措置を命じることとしている。学長からの改善勧告に対する改善状況・結果については、全学の「点検・評価委員会」に報告し、継続的に確認が必要な事項については「内部質保証委員会」が確認を行うことで、更なる改善につながっている。また、地域連携に関しては、毎年度、「地域連携センター会議」で「TG Grand Vision 150」の第Ⅱ期中期計画における年度別の実行計画に関する達成度評価を行う際に、年度ごとの実績をもとに点検・評価を行っている。プラットフォームを構築して実施している事業については、事業ごとに設置する最高意思決定機関において、年度当初に策定した実施計画に対する進捗状況及び受講生や参画機関の満足度などの実績等に基づき、自己点検・評価を行っている。

点検・評価結果に基づく改善・向上の取り組みとして、例えば、履修証明プログラム「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）スキルアッププログラム」では、修了生等からの聞き取りやアンケート結果等を踏まえ、設置する授業科目等を改善している。

以上のことから、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行い、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

<提言>

長所

- 1) 「TG Grand Vision 150」の目指す地域に世界に活躍するための「ゆたかな学び」の実現に向け、「総合ボランティアステーション」を中心として、文部科学省の補助事業で得た知見を生かし、地域が求める人材の育成を目的とする実践的な科目を新たに設け、社会連携と教育の架橋を図っている。また、人材育成に関わる地域の課題解決に取り組むプラットフォームや、災害からの復旧・復興を支援する学生ボランティアの役割を担える人材を育成するボランティアネットワークを構築、運営し、時代や地域のニーズに柔軟に対応した人材育成事業を展開している。これらの活動に積極的に学生が関与することで、学生のボランティア意識を高めるとともに、地域社会の課題を解決する人材の輩出にもつながっていることは評価できる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

- ① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必

要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

理念・目的や中長期計画等を実現するために必要な大学運営に関して、「定量的・定性的に評価できる指標による達成度・進捗度の可視化」などの5つの基本原則のもと、「教育・研究」「社会貢献」「管理運営」の3つの領域からなる基本方針を定めている。例えば、「教育・研究」では「全学的な教養教育基盤の整備による教養教育を行う」「教学マネジメント体制を確立し、社会に対して説明責任を果たす」ことなどの6点、「社会貢献」では「多様な年齢層への生涯学習の機会を提供する」ことなどの2点、「管理運営」では「ガバナンス機能を強化し、効率的な組織運営を行う」ことなどの2点を示している。

これらは、毎年実施する中長期計画における年度別の実行計画の点検・評価を通じて、学内共有しており、大学ホームページでも学内外に公表している。

以上のことから、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているといえる。

② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

学長の権限について、「学校法人東北学院寄附行為施行細則」及び学則に校務を司り教職員を統督することを明示している。また、学長は大学等の目的を実現するにふさわしい人物とし、選考委員会の答申に基づき、常務理事会の議を経て、理事会が決定することや任期及び在任期間の限度などを「学校法人東北学院役職者選任規程」に定めている。

「学校法人東北学院寄附行為施行細則」及び学則には、副学長及び学部長の権限を定めており、副学長は総務や学務、点検・評価を担当し、学部長は学部の校務を司り、いずれも学長を補佐することを明示している。なお、学科長の権限は学則に定めている。大学院学則には、研究科長及び専攻主任の権限を定めており、研究科長は、研究科の校務を司ることを明示している。副学長及び学部長の選任については、「学校法人東北学院役職者選任規程」に定め、いずれも学長が推薦し理事会が決定することを明示している。研究科長及び専攻主任の選任については、「東北学院大学大学院研究科長及び専攻主任選任規程」に定めている。

学長による意思決定については、学長のもとで副学長及び学部長や研究科長、関係するセンター・室・部長等で執行等を行う体制を整備し、役割分担を「全学協議会規程」等に定めている。具体的には、学長を議長とし、学部教授会の審議結果について、全学的な合意を得るために「全学協議会」を設置しているほか、全ての専任教員を構成員とし、大学の中長期計画に関する事項や教育研究に関す

る重要事項等について、学長が意見を求めるために「全学教員会議」を設置している。

また、大学の教学全般の計画及び実施や学部間の連絡及び調整に関することなどを審議するために「学部長会」を設置し、学長が議長となり、院長も構成員に含めている。大学院については、教育研究に関する重要事項を審議するために「大学院委員会」を設置し、学長が議長となり、各研究科専攻主任も構成員としている。さらに、教育研究及び管理運営に関する計画、執行その他の重要事項を審議し、学部教授会又は「全学協議会」に審議を求める事項を整理するとともに、所管業務の報告・連絡及び調整を図るために「部長会」を設置し、学長が議長となり、理事長、院長、常任理事、法人事務局長、法人事務局次長、大学院委員会副委員長も構成員に含めている。

その他、学長による教学に関わる政策決定を支援し、教学改革を推進するために「教学改革推進委員会」を、学長が大学運営の諸課題への対応を迅速に遂行するために「学長協議会」を設置している。

学長による意思決定と学部教授会等の役割との関係については、学則等に学部教授会等の審議事項及び審議した事項は学長に意見を述べるができることを規定しており、それぞれの権限と責任を明確化している。

教学組織（大学）と法人組織（理事会等）についても、「学校法人東北学院寄附行為」「学校法人東北学院寄附行為施行細則」に法人組織（理事会等）の役割を規定しており、それぞれの権限と責任を明確化している。なお、学長は学校法人の理事になることを定めている。

以上のことから、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設けており、これらの権限等を明示し、それに基づいた適切な大学運営を行っているといえる。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算について、学校法人全体で中長期計画を定め、これに基づき編成している。また、「東北学院大学における予算の編成及び執行に関する規程」「学校法人東北学院経理規程」「学校法人東北学院経理規程施行細則」「学校法人東北学院における固定資産及び物品の調達並びに工事発注に関する規程」を整備し、適切な予算の編成及び執行を図っている。

なお、教育研究を中心とした諸活動が硬直化しないように、予算決定後の軽微な予算変更を認めることに加え、大学の「財政専門委員会」、学校法人の「財務会議」等の段階的な審議を経て、補正予算も編成している。また、予算の申請・執行に関する実施要領やマニュアルを作成しているほか、予算の執行を教職員の職責に応じ段階的に承認するなど、適切な予算運用に努めている。

適切な予算管理を行っていくために、財務部と「財政専門委員会」で分析・検証を行っている。財務部では、決算時に予算額と決算額の差異に関する詳細な分析を行っており、差異の大きい部署にその理由や今後の対応等に関する報告を求めている。「財政専門委員会」では、必要に応じてその改善策を審議しており、同時に、毎会計年度終了後に予算執行状況の検証を行っている。さらに、新規事業の予算には「新規事業の評価・検討結果報告書」、新年度の予算申請には「予算申請基本計画書」の提出を義務付けている。これらの分析・検証の結果は、財政計画及び予算編成にも生かしている。

以上のことから、予算編成及び予算執行を適切に行っているといえる。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

事務組織については、大学業務を円滑かつ効果的に行えるような編制に努めている。事務組織の改編を検討するにあたっては、理事長のもとに「事務組織改編検討委員会」を組織し、事務組織の最適化を図っている。

職員の採用、昇任等の人事については、「学校法人東北学院人事会議規程」「学校法人東北学院事務職員人事制度に関する規程」「『職員人事制度』実施ガイドライン」を整備し、これらに基づき適切に運用している。

また、「学校法人東北学院職員研修規程」に基づく研修の実施や外部専門機関への出向等により、業務内容の多様化、専門化へ対応できる職員の育成を図っている。

大学運営に関する教員と職員との協働については、例えば「企画委員会」の取り組みとして、「1 理念・目的」点検・評価項目②で既述したとおり「学校法人東北学院ブランドデザインプロジェクト」を協働で行ったほか、「TG Grand Vision 150」の第Ⅱ期中期計画を協働体制で進めていることが挙げられる。中期計画については、中堅の教職員によるワーキンググループを組織し、第Ⅱ期の策定のみならず、第Ⅰ期の検証にも携わっている。このような取り組みにより、教職員の参画意識を高めていることは、評価できる。

職員の業務評価や処遇改善については、「目標管理」の成果評価と「職務遂行能力の評価（能力評価）」による人事評価を行い、その結果を人材育成や進級・降級、配置・異動等の基本情報としており、将来的には給与・期末手当に反映させていくことを予定している。

以上のことから、法人及び大学の運営に必要な事務組織を設け、適切に機能させているといえる。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向

上を図るための方策を講じているか。

教職員のスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）として、「SDに関する基本方針」に基づき、大学運営に関する全教職員対象の研修を毎年実施している。また、「学校法人東北学院職員研修規程」に基づき、職員の階層別研修や目的別研修等を計画的に実施しており、参加率も高い状態にある。今後は、大学運営に関するSD研修について、教員の参加率を向上させることが期待される。

そのほか、職員に対しては、従来の「学長研究助成金（事務職員業務研究）」制度を継続しており、事務職員の自発的な課題の提示を促し、部署を横断した改善の取り組みが学内で定着している。例えば、2021年度は「効果的な高大連携の推進に向けた出張講義等の学内対応方策に関する検討」をテーマとして、大学ホームページの改善やスケジュール共有による業務の効率化を図った。また、2023年度のキャンパス統合の際の「五橋キャンパスにおける学生の食行動を中心とした昼休みの行動調査」のテーマでは、学生食堂に食事専用エリアを実験的に設ける等の学生支援の取り組みを行っている。当該制度を活用して業務や学内環境の改善につなげていることは、「新たな価値を創造する、イノベーティブな組織文化を育てる」ことを基本施策とする「TG Grand Vision 150」を具現化するものとして評価できる。

以上のことから、大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているといえる。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学運営の適切性については、年度ごとに「財政専門委員会」「人事会議」（2022年度までは「人事委員会」）等の関係会議体や各部署が「点検・評価入力シート」等に基づき点検・評価を実施している。認証評価の年度を除く3年ごとに全学の「点検・評価委員会」が『点検・評価報告書』としてとりまとめ、これに基づき「内部質保証委員会」が確認している。その結果、明らかになった問題点に対し、学長は「教学改革推進委員会」又は「大学院委員会」に意見を適宜求め、改善勧告を出し、全学の「点検・評価委員会」への進捗報告や「内部質保証委員会」での状況確認を行いながら、改善を実行している。

私立学校法に基づく監事監査は、「学校法人東北学院寄附行為」に基づき実施しており、私立学校振興助成法に基づく外部監査は、会計監査人による監査を実施している。内部監査は、「学校法人東北学院寄附行為施行細則」に基づき、理事長直結の機関として内部監査室を設置し、「内部監査規程」及び「内部監査実施細則」に基づき実施している。

以上のことから、大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

<提言>

長所

- 1) 従来の「学長研究助成金（事務職員業務研究）」制度を継続することで、事務職員の自発的な課題の提示を促し、部署を横断した改善の取り組みが学内で定着している。2023年度の五橋キャンパス開学の際には、キャンパス統合による昼休み中の食堂混雑という課題に対し、所管する学生部と関連する複数部署による共同研究を行い、学生食堂に食事専用エリアを実験的に設けるなど、改善につなげていることは、「新たな価値を創造する、イノベーティブな組織文化を育てる」ことを基本施策とする「TG Grand Vision 150」を具現化するものとして評価できる。

(2) 財務

<概評>

- ① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

2016年に、2036年までの法人の中長期計画である「TG Grand Vision 150」を定め、この実現に向けて、5年ごとの「中期計画」を策定している。また、こうした計画に基づく中長期財政計画として「東北学院版『骨太の方針』（2018-2025）」を策定し、「魅力的なキャンパス整備」などを方針として示している。さらに、同計画を実行するため、財務関係比率に関する指標又は数値目標及び基本方針を定めた「東北学院中期財政フレーム第Ⅲ期（2017年度～2019年度）」及び「東北学院中期財政フレーム第Ⅳ期（2020年度～2025年度）」を策定している。ここでは、法人全体として、基本金組入前当年度収支差額を10億円以上確保すること、大学部門として、キャンパス整備計画に係る支出を除き、事業活動収支差額比率を10%以上確保することなどを指標として設定している。なお、2023年度の決算及び2024年度の予算を踏まえた2025年度～2029年度までの財務シミュレーションを作成している。

以上のことから、教育研究活動を安定して遂行するための中・長期の財政計画を適切に策定しているといえる。

- ② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率については、「理工他複数学部を設置する私立大学」の平均と比

東北学院大学

べ、事業活動収支計算書関係比率では、法人全体、大学部門ともに、人件費比率は2020年度以降低く、教育研究経費比率は低かったものの、2022年度には上回っている。また、事業活動収支差額比率は2022年度を除き、法人全体及び大学部門ともに平均に比して高い状態にある。

貸借対照表関係比率については、同平均と比べ、純資産構成比率及び流動比率は高く、総負債比率は低い状態にある。また、「要積立額に対する金融資産の充足率」は「東北学院大学キャンパス整備計画（大学アーバンキャンパス計画）」に伴う新キャンパス新築工事等により、低下したものの、一定の水準を維持していることから、教育研究活動を遂行するうえで必要かつ十分な財務基盤は確立しているといえる。

外部資金については、科学研究費補助金の申請件数、採択件数及び獲得金額の向上を目指して、2020年度に支援制度に関する規程を制定するとともに、新たな奨励制度として「科研費NEXT支援制度」を設けたことで、採択件数及び獲得金額ともに増加傾向となっている。一方、寄付金の受け入れについては、同窓会との連携強化に向けて法人内の人的体制の強化が図られたことから、今後の積極的な取り組みを期待したい。

以上

東北学院大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート
大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称
1 理念・目的	東北学院の「建学の精神」
	東北学院大学学則
	東北学院大学大学院学則
	大学要覧（シラバス）
	大学院要覧
	大学案内
	大学院案内
	東北学院大学の基本方針 2022
	各学部の理念・目的、教育目標（文学部）
	各学部の理念・目的、教育目標（経済学部）
	各学部の理念・目的、教育目標（経営学部）
	各学部の理念・目的、教育目標（法学部）
	各学部の理念・目的、教育目標（工学部）
	各学部の理念・目的、教育目標（地域総合学部）
	各学部の理念・目的、教育目標（情報学部）
	各学部の理念・目的、教育目標（人間科学部）
	各学部の理念・目的、教育目標（国際学部）
	各学部の理念・目的、教育目標（教養学部）
	各研究科の理念・目的、教育目標（文学研究科）
	各研究科の理念・目的、教育目標（経済学研究科）
	各研究科の理念・目的、教育目標（経営学研究科）
	各研究科の理念・目的、教育目標（法学研究科）
	各研究科の理念・目的、教育目標（工学研究科）
	各研究科の理念・目的、教育目標（人間情報学研究科）
	大学 HP 情報公開ページ
	学科課程表例（文学部英文学科）
	新着情報 -『東北学院の歴史』刊行-
	シラバス「東北学院の歴史」
	東北学院大学宗教部
	東北学院大学礼拝出席者数
	東北学院報 2023年5月1日発行（第727号）
	東北学院時報 2023年11月15日発行（第778号）
	TG Grand Vision 150（東北学院中長期計画）及び第Ⅰ期中期計画（2016～2020年） 「東北学院のブランド戦略に向けたイメージ調査」調査報告書
	新着情報 -学校法人東北学院クレドカード「MY CREDO（マイクレド）」を作成しました-
	TG Grand Vision 150（東北学院中長期計画）及び第Ⅱ期中期計画（2021～2025年度）【公開版】
	TG Grand Vision 150（東北学院中長期計画）及び第Ⅱ期中期計画（2021～2025年度）【学内版】
	東北学院大学学長重点項目評価委員会規程
	第Ⅱ期中期計画（2021～2025年度）策定に関するアンケート調査結果
	TG Grand Vision 150 及び第Ⅱ期中期計画の策定について
	企画委員会小委員会及びWGメンバー
	第Ⅱ期中期計画 2024年度実行計画（継続版）作成要項【大学】
	「TG Grand Vision 150 第Ⅱ期中期計画」実行計画 中間検証結果報告会資料
	法人 HP 実行計画グッドプラクティス証書贈呈式
	第Ⅱ期中期計画策定までの全体スケジュール

	2023 年度新入生意識調査の結果概要
	2022 年度卒業時意識調査の結果概要
2 内部質保証	東北学院大学内部質保証に関する基本方針
	東北学院大学内部質保証体制及び手続に関する規程
	大学 HP 大学評価に関する公表ページ
	東北学院大学内部質保証システム体系図
	東北学院大学点検・評価に関する規程（令和 5 年 9 月 20 日改正第 193 号）【改正前】
	東北学院大学「授業改善のための学生アンケート」実施委員会規程
	東北学院大学教育・研究業績編集委員会規程
	東北学院大学 F D 推進委員会規程
	2023 年度点検・評価委員会作業部会の設置について
	東北学院大学文学部点検・評価委員会に関する内規（学部の点検・評価委員会の例）
	東北学院大学大学院人間情報学研究科点検・評価委員会に関する内規（研究科の点検・評価委員会の例）
	事務組織点検・評価状況報告（教務委員会）（事務組織関連委員会の点検・評価の例）
	東北学院大学教学改革推進委員会規程
	東北学院大学学長協議会規程
	東北学院大学インスティテューショナル・リサーチ規程（令和 5 年 8 月 2 日改正第 179 号）【改正前】
	東北学院大学高等教育開発室規程
	東北学院大学事務組織規程
	東北学院大学外部評価委員会規程（令和 3 年 3 月 31 日改正第 71 号）【改正前】
	教学上の「三つの方針」
	東北学院大学教学上の三つの方針に関する改定要領
	2023 年度第 3 回大学院委員会議事録（一部抜粋）及び関連資料
	2023 年度第 10 回東北学院大学内部質保証委員会次第及び資料
	2021 年度第 2 回東北学院大学点検・評価委員会資料（教学上の三つの方針の改定について）
	2022 年度第 1 回東北学院大学点検・評価委員会議事録
	2020 年度東北学院大学点検・評価報告書
	2021 年度大学基礎データ作成について（ご依頼）
	2022 年度大学基礎データ作成について（ご依頼）
	2023 年度第 4 回東北学院大学点検・評価委員会議事録
	2023 年度第 4 回東北学院大学内部質保証委員会議事録
	2023 年度の自己点検・評価結果において改善が必要と思われる事項に対する改善方策の審議結果について（ご報告）
	2023 年度第 5 回大学院委員会議事録
	2023 年度第 12 回教学改革推進委員会議事録
	2023 年度の自己点検・評価結果に基づく改善勧告
	2023 年度の自己点検・評価結果に基づく学長からの改善勧告に伴う内部質保証委員会の対応（支援）について
	2023 年度の自己点検・評価結果において改善を要すると認められた事項の改善状況・結果報告書一式
	2023 年度の自己点検・評価結果において改善を要すると認められた事項の改善状況・結果に関する今後の対応について
	2023 年度第 9 回東北学院大学内部質保証委員会議事録
	東北学院大学「遠隔授業の受講状況に関する学生調査」実施について（報告）
	東北学院大学「遠隔授業の受講状況に関する学生調査」分析報告（学士課程）
	遠隔授業の受講状況に関する学生調査結果の公表について
	東北学院大学「教学上の 3 つの方針」に対する評価の方針（アセスメント・ポリシー）
	東北学院大学アセスメント・プラン（3 つのレベルにおける学修成果の評価指標一覧）
	2022 年度卒業時意識調査（速報）
	東北学院大学「授業における成績評価の方針」
	成績評価における GP 平均目標値の設定について
	2022 年度教員業務・活動報告書システムへの各種データ入力について（依頼）
	「授業改善のための学生アンケート」集計結果の配付について（2022 年度）
	2023 年度『点検・評価報告書』作成要領

	2023 年度各学部・研究科・部局等の点検・評価入力シート
	2019 年度第 3 回東北学院大学内部質保証委員会議事録
	2019 年度第 4 回東北学院大学内部質保証委員会議事録
	TG Grand Vision 150 第Ⅱ期中期計画 2022 年度実行計画の点検・評価について（依頼）
	東北学院大学学長重点項目
	教職課程センターHP「教職課程の自己点検・評価」
	文部科学省 HP 設置計画履行状況等調査の結果について
	大学評価結果を受けた改善活動の概要（東北学院大学）
	「改善報告書」の検討結果について（通知）
	2021 年度東北学院大学外部評価報告書
	2022 年度東北学院大学外部評価報告書
	2023 年度第 1 回東北学院大学点検・評価委員会議事録
	2023 年度外部評価委員会 学生インタビュー調査実施要領および質問項目
	東北学院大学の教学に関する懇話会設置要綱
	教学に関する懇話会開催報告および今後の検討課題（2021 年 10 月 4 日教学改革推進委員会）
	教学に関する懇話会開催報告および今後の検討課題（2023 年 2 月 27 日教学改革推進委員会）
	新着情報 -西南学院大学との相互評価に関する協定を締結しました-
	2020 年度（第 1 回）相互評価実施報告書
	2021 年度（第 2 回）相互評価実施報告書
	2022 年度（第 3 回）相互評価実施報告書
	2023 年度相互評価 第 1 回執行部情報交換会プログラムと対応及び改善に関する報告書（東北学院大学）
	東北学院大学と西南学院大学の内部質保証のための共同 IR に関する協定書
	東北学院大学と西南学院大学の内部質保証のための共同 IR に関する覚書
	2023 年度相互評価 第 2 回執行部情報交換会プログラム
	TGU FACTBOOK
	2022 年度教学改革推進委員会議事一覧（該当議事マーク）
	数字でみる東北学院大学
	法人 HP TG Grand Vision 150（東北学院中長期計画）
	東北学院史資料センター
	東北学院大学内部質保証ガイドブック 2022
	2023 年度東北学院ホームページの年度更新について（お願い）
	2023 年度第 2 回東北学院大学内部質保証委員会議事録
	学修成果ファクトブック
	2021 年度実行計画作成方法
	2021 年度第 2 回東北学院大学内部質保証委員会議事録
3 教育研究組織	学校法人東北学院組織図〔教学〕
	東北の地域経済発展を担うデータサイエンス人材育成事業 ～事業紹介～
	東北学院大学教養教育センター規程
	各研究所規程
	各センター等規程
	学部で取得可能な教育職員免許状について
	大学院で取得可能な教育職員免許状について
	2021 年度第 3 回教学改革推進委員会議事録
	2021 年度第 4 回教学改革推進委員会議事録
	2020 年度第 1 回学部改組全学委員会議事録
	東北学院大学全学教育機構規程
	2020 年度第 4 回教学改革推進委員会議事録
	2020 年度第 11 回教学改革推進委員会議事録
	2020 年度第 12 回教学改革推進委員会議事録
	2022 年度第 10 回教学改革推進委員会議事録
4 教育課程・学習成果	大学要覧 全学部共通の「学位授与の方針」
	大学 HP 全学部共通の「学位授与の方針」
	大学 HP 学部「学位授与の方針」例（経済学部）
	大学 HP 研究科「学位授与の方針」例（文学研究科）

大学要覧 全学部共通の「教育課程編成・実施の方針」
大学 HP 全学部共通の「教育課程編成・実施の方針」
大学 HP 学部「教育課程編成・実施の方針」例（法学部）
大学 HP 研究科「教育課程編成・実施の方針」例（人間情報学研究科）
2021 年度第 3 回東北学院大学内部質保証委員会資料
2021 年度第 3 回東北学院大学内部質保証委員会議事録
学科課程表・カリキュラムマップ
後期授業の補講について（2023 年度）
教養教育カリキュラム改訂の経緯とその意義（『教育総合研究所報告集』第 24 集）
中高大一貫教育事業
宮城県教育委員会との連携事業
2021 年度第 2 回東北学院大学全学教育機構会議議事録
東北学院大学履修規程
2023 年度新生説明資料「大学での英語の授業について」
2023 年度 資格履修登録ガイド
東北学院大学 2024 年度シラバス作成要項
2022 年度「授業改善のための学生アンケート」結果報告書
東北学院大学スチューデント・アシスタントに関する規程
東北学院大学学生表彰規程
教職員のための遠隔授業実施ガイド（2023 年度版）
履修支援サイト（文学部）
履修支援サイト（経済学部）
履修支援サイト（経営学部）
履修支援サイト（法学部）
履修支援サイト（工学部）
履修支援サイト（教養学部）
履修支援サイト（地域総合学部）
履修支援サイト（情報学部）
履修支援サイト（人間科学部）
履修支援サイト（国際学部）
東北学院大学 e ポートフォリオシステム「TG-folio」
東北学院大学ティーチング・アシスタントに関する規程
ラーニング・コモンズ「コラトリエ」利用案内
2022 年度前期「学修行動と学生生活に関する実態調査」結果報告
東北学院大学メディア授業の実施等に関する規程
研究指導計画と学位論文審査基準・体制（文学研究科）
研究指導計画と学位論文審査基準・体制（経済学研究科）
研究指導計画と学位論文審査基準・体制（経営学研究科）
研究指導計画と学位論文審査基準・体制（法学研究科）
研究指導計画と学位論文審査基準・体制（工学研究科）
研究指導計画と学位論文審査基準・体制（人間情報学研究科）
各研究科の研究指導細則
大学 HP 学都仙台コンソーシアム
外部検定試験による単位認定について
東北学院大学試験施行細則
東北学院大学 GPA に関する取扱い要項
成績関係手続きについて（2023 年度）
2022 年度第 17 回教学改革推進委員会議事録
東北学院大学早期卒業に関する規程
東北学院大学経済学部早期卒業細則
東北学院大学経営学部早期卒業細則
東北学院大学法学部早期卒業細則
東北学院大学工学部早期卒業細則
東北学院大学学位規程
入学年度別 DP 別累積 GPA の学年推移
大学 HP Institutional Research
2023 年度修了時意識調査

	<p>日本学生支援機構奨学金返還免除者に関する学内選考委員会規程</p> <p>日本学生支援機構奨学金返還免除者に関する東北学院大学学内選考基準</p> <p>東北学院大学教育功績等表彰規程</p> <p>2022年度第7回文学部教授会議事録</p> <p>共通（必修）英語改革検討小委員会報告書</p> <p>平成28年度第1回全学教育課程委員会議事録</p> <p>Uzbek-Japan student academic forum II FORUM AGENDA (2022)</p>
5 学生の受け入れ	<p>大学HP 全学部共通の「入学者受け入れの方針」</p> <p>大学HP 学部「入学者受け入れの方針」例（工学部）</p> <p>大学HP 研究科「入学者受け入れの方針」例（経営学研究科）</p> <p>大学HP 学部『受験ガイド』</p> <p>大学HP 学部『学生募集要項』</p> <p>大学HP 大学院『学生募集要項』</p> <p>大学HP 過去の入試問題</p> <p>東北学院大学入学試験関係委員会及び合否判定に関する規程</p> <p>東北学院大学アドミッションズ・オフィス委員会規程</p> <p>令和3年度大学入学者選抜実施要項について（通知）（文部科学省）</p> <p>2021年度入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応等について</p> <p>総合型選抜の変更について</p> <p>2021年度「学校推薦型選抜 資格取得による推薦（指定校推薦）」について</p> <p>一般選抜用体調不良者対応フローチャート</p> <p>障がい学生修学支援調査票</p> <p>受験上及び修学上の配慮申請書</p> <p>東北学院大学入試選抜方法等に関する検討委員会規程</p> <p>2023年度入試選抜方法等に関する検討委員会次第</p> <p>2023年度入試選抜方法等に関する検討委員会議事録</p> <p>2023年度TG推薦に関する連絡・協議会次第</p> <p>2021年度臨時大学院委員会議事録</p> <p>入試改革に関する検討結果の報告</p> <p>2024年度東日本地域別スカラシップ選抜について</p> <p>東北学院大学2021年度入試資料</p> <p>東北学院大学2022年度入試資料</p> <p>東北学院大学2023年度入試資料</p>
6 教員・教員組織	<p>東北学院大学教員資格審査規程</p> <p>学部「教員組織の編制方針」例（文学部）</p> <p>研究科「教員組織の編制方針」例（経済学研究科）</p> <p>東北学院大学全学組織運営委員会規程</p> <p>教員一覧</p> <p>東北学院大学大学院教員資格審査規程</p> <p>教員採用計画申請書（様式）</p> <p>2023年度専任教員数（職階別・男女別・年齢別）</p> <p>東北学院大学大学院文学研究科教員資格審査細則</p> <p>東北学院大学大学院法学研究科教員資格審査細則</p> <p>東北学院大学大学院人間情報学研究科教員資格審査細則</p> <p>東北学院大学副学長及び学部長の責任担当時間に関する規程</p> <p>2020年度遠隔授業実施を通して見えたこと（『教育研究所報告集』第21集）</p> <p>東北学院大学ラーニング・コモンズアカデミックサポーターに関する規程</p> <p>東北学院大学理数基礎教育センターチューデント・チューターに関する規程</p> <p>2023年度第2回大学院委員会議事録（TA採用の件）</p> <p>2023年度第1回全学協議会議事録（SA採用の件）</p> <p>2023年度第5回ラーニング・コモンズ運営委員会議事録（AS採用の件）</p> <p>2023年度理数基礎教育センターチューデント・チューターの採用について（稟議書）</p> <p>東北学院大学リサーチ・アシスタントに関する規程</p> <p>東北学院大学教員資格審査の業績審査に関する内規</p> <p>東北学院大学任期付教員の任用等に関する規程</p>

	過去3年間のFD実施状況(2021~2023年度)
	FDニュース
	2023年度「学長研究助成金(地域に関わる研究又は知的支援活動)」応募要領
	2018年度-2023年度「学長研究助成金(教員研究)」申請・採択実績
	2022年度科研費説明会資料
	2023年度科学研究費助成事業等説明会開催案内
	科研費使用マニュアル(2023年度版)
	東北学院大学科学研究費助成事業申請支援制度に関する規程
	科研費NEXT支援制度の実施に係る取扱要領
	東北学院大学教員業務・活動報告書
	「授業改善のための学生アンケート」の集計結果及び教員業務・活動報告書による教員表彰の実績
	本学の点検・評価システムの個別具体的な課題に関する議論を深めることを目的とした作業部会の結果報告
	AS研修報告
	ASミーティング(研修)記録
	2023年度TA研修資料
	2023年度SA研修資料
	2023年度ST研修資料
	2022年度第3回東北学院大学全学組織運営委員会議事録
	東北学院大学デジタルトランスフォーメーション推進委員会規程
7 学生支援	東北学院大学グループ主任に関する規程
	第24回東北学院大学『学生懸賞論文』応募について
	東北学院大学無線接続サービス(TGWIFI)
	交換留学の手引き
	交換留学と認定留学
	STUDY ABROAD
	2023年度第Ⅱ期派遣交換留学生募集要項
	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に係る派遣留学の実施ガイドライン
	東北学院大学留学生宿舎規程
	交換留学生用ハンドブック
	啓明大学校と東北学院大学との学生交換に関する協定
	ヴァンデカトリック大学と東北学院大学との学生交換に関する協定
	ベオグラード大学と東北学院大学との学生交換に関する協定
	外国人留学生特別選抜募集要項
	東北学院大学私費外国人留学生授業料減免規程
	新入留学生オリエンテーション資料
	学生健康支援センター学生支援室あんない
	学生健康支援センター(学生支援室)サイト
	面談票(休学・退学)
	退学願
	東北学院大学給付奨学金規程
	東北学院大学緊急給付奨学金規程
	東北学院大学予約継続型給付奨学金規程
	東北学院大学予約型入学時給付奨学金規程
	東北学院大学キリスト教伝道者養成奨学金規程
	東北学院大学入学時ローン利子給付奨学規程
	東北学院大学東日本地域別スカラシップ選抜給付奨学金に関する規程
	東北学院大学新型コロナウイルス感染拡大防止休業要請等に対する緊急給付金規程
	東北学院大学特待生及び優等生に関する規程
	東北学院大学デジタル乗車券の発行について
	東北学院大学学生のための家賃補助規程
	大学HP 授業・学生生活
	学生健康支援センター学生相談室あんない
	学生総合保健支援センター学生相談室便り・ニュースレター
	学生健康支援センター(学生相談室)サイト
	学生総合保健支援センター年報

	学生総合保健支援センター講演会 2021-2022
	学校法人東北学院ハラスメントの防止、対策等に関する規程
	学校法人東北学院ハラスメント対策手続規程
	2023 年度ハラスメント対策ガイドライン
	東北学院大学ポータルサイト「PocketTGU」
	学生健康支援センター（保健室）サイト
	新着情報 -泉キャンパスの1年生を対象にした学生交流会を開催しました-
	TGU Connect 2021-2022
	シラバス「キャリア形成の探究」
	東北学院大学就職キャリア支援委員会規程
	就職サポート -各種行事-
	ガイダンス等の実績（2021～2023 年度）
	東北地区私立大学就職問題協議会規約
	全国私立大学就職指導研究会（岡山）
	東北5県（宮城を除く）と北海道及び新潟県の7道県イベント
	キャリアタス UC
	東北学院大学 就職キャリア支援部 LINE@運用ポリシー
	就労支援ガイダンス『自己理解』セミナー2022-2023
	障害学生支援と就労移行に関する情報交換会（2022 年度）
	障害学生支援と就労移行に関する情報交換会（2023 年度）
	就職データ -学科別の就職状況-
	「博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供」への対応について（プレFD について）
	東北学院大学スポーツ奨学金規程
	感謝状贈呈式、委嘱状交付式、功労者表彰状授与式の様子
	東北学院大学課外活動応援サイト「TG MIND」
	課外活動ガイドライン
	2023 年度大学院生アンケート回答結果
	2023 年度第1 回合同協議会コミュニケ議事録
	2023 年度第1 回ラーニング・コモンズ会議議事録及び資料
	2023 年度第1 回東北学院大学奨学会運営委員会議事録
	東北学院大学国際交流委員会規程
	2022 年度第10 回国際交流委員会議事録
	2023 年度第1 回国際交流委員会議事録
	2023 年度第1 回就職キャリア支援委員会資料及び議事録
	卒業生アンケート調査実施要項
	卒業生アンケート（2022 年度実施）調査結果報告
	2020 年度第7 回国際交流委員会議事録及び関係資料
	2021 年4 月27 日国際交流部副部長会資料
	2021 年度第4 回国際交流委員会議事録及び関係資料
8 教育研究等環境	五橋キャンパス特設サイト
	東北学院大学営造物等管理規程
	東北学院大学施設拡充委員会規程
	学校法人東北学院総合ネットワーク管理委員会規程
	東北学院総合ネットワークとは
	東北学院大学情報処理センター
	2020 年度感染症対策に要した物品類
	介助用ベッド写真
	東北学院大学図書館ホームページ
	LIBRARY GUIDE（図書館利用案内）
	ラーニング・コモンズ「コラトリエ」ウェブサイト
	東北学院大学 IT ナビ
	コンピュータとネットワークの利用について 情報処理センター
	本学情報処理施設でのコンピュータとネットワークの利用 Pocket TGU
	「CyberNews」（2023 年度第18 回部長会資料（2023 年12 月21 日開催））
	2022 年度新入職員研修 情報システム講習次第

	東北学院大学図書館貴重図書資料及び準貴重図書資料の指定基準に関する規程
	東北学院大学図書館貴重図書資料及び準貴重図書資料利用細則
	2022（令和4）年度東北学院大学図書館年次報告書
	東北学院大学旅費規程
	東北学院大学個人研究費申請の手引き（2023年度版）
	学校法人東北学院個別・共同研究助成規程
	「学校法人東北学院個別・共同研究助成」採択状況（2018～2023年度）
	2023年度「学長教育改革研究助成金」応募要領
	2018年度-2023年度「学長教育改革研究助成金」申請・採択実績
	東北学院大学在外研究員規程
	東北学院大学国内研究員規程
	東北学院大学教育職員の研修に関する有給休暇規程
	在外研究員派遣・研修休暇取得者一覧
	教職員のための遠隔授業実施ガイド（2020年度後期版）
	研究活動上の不正行為防止への取組
	東北学院大学における研究活動上の不正行為の防止、対応等に関する規程
	学校法人東北学院教育職員倫理規程
	2022年度 研究倫理教育受講状況（2022年度第1回研究不正防止推進委員会資料）
	東北学院大学人間対象研究の審査に関する規程
	2022年度第1回東北学院施設会議資料
	2022年度第1回東北学院施設会議議事録
	2023年度第1回ラーニング・コモンズ運営委員会議事録
	2022年度第1回全学図書館委員会会議録
	2022年度第2回東北学院総合ネットワーク管理委員会議事録
	2022年度第2回東北学院大学情報処理センター委員会議事録
	2022年度「学長研究助成金」成果報告会次第
	2022年度第1回競争的資金等内部監査委員会議事録
	2022年度第2回競争的資金等内部監査委員会議事録
	学校法人東北学院における省エネ対策に関する規程
	2022年度夏季省エネ対策について
	過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位の変化状況
	生成系 AI に関する学長メッセージ
9 社会連携・社会貢献	みやぎ・せんだい地域人材育成協働事業プラットフォーム
	仙台市地域づくりパートナープロジェクト推進助成事業「荒町・連坊地域におけるニーズ・シーズのマッチングシステムの構築」事業概要
	2022年度仙台市地域づくりパートナープロジェクト推進助成事業「荒町・連坊地域におけるニーズ・シーズのマッチングシステムの構築」事業実施報告書
	総合学術誌『震災学』
	河北新報社との連携事業
	2022年度「時代の音」第1回公演報告
	2022年度「時代の音」第2回公演報告
	公開講座ホームページ
	東北学院大学産学連携推進センターホームページ
	地域連携・社会貢献（大学案内抜粋）
	東北学院大学災害ボランティアステーション規程（新旧対照表）
	新しいボランティアの仕組み：TG-VNet
	株式会社エフエム仙台との連携協力協定
	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）スキルアッププログラム
	2023年度みやぎの企業発見プログラム
	2022年度みやぎの自治体発見プログラム
	2022年度みやぎのIT発見プログラム
	2023年度みやぎの就業体験プログラム
	2021年度「大学間連携災害ボランティアシンポジウム」の開催
	社会連携活動
	仙台市教育委員会との連携協力に関する覚書

	お知らせ - 「夏休み子どもイングリッシュ・キャンパス」の参加者を募集します【仙台市内の小学5、6年生対象】 -
	教育委員会との連携に基づく「小学校外国語ヴォランティア活動」
	岩手県宮古市との連携協力協定
	多賀城市との連携協力に関する協定
	2022年度荒町商店街振興組合×東北学院大学「七夕まつり」プロジェクト
	2022年度第6回地域連携センター会議議事録
	お知らせ -2023年度第1回プラットフォーム会議を開催しました-
	2021年度東北学院大学コミュニティソーシャルワーカー（CSW）スキルアッププログラム（履修証明プログラム）自己点検・評価報告書
10 大学運営・財務 （1）大学運営	学校法人東北学院役職者選任規程
	学校法人東北学院寄附行為施行細則
	東北学院大学大学院研究科長及び専攻主任選任規程
	東北学院大学全学協議会規程
	東北学院大学学部長会規程
	東北学院大学学部長会規程
	学校法人東北学院文書取扱規程
	学校法人東北学院稟議規程
	理事会名簿
	東北学院大学の改革に関する意見箱
	学校法人東北学院危機管理規程
	学校法人東北学院危機管理基本マニュアル（第4版）
	東北学院大学災害対策に関する規程
	東北学院版「骨太の方針」学校法人東北学院中長期財政計画（2018-2025）（抜粋）
	東北学院中期財政フレーム第Ⅲ期（抜粋）
	東北学院中期財政フレーム第Ⅳ期（抜粋）
	東北学院大学における予算の編成及び執行に関する規程
	学校法人東北学院経理規程
	学校法人東北学院経理規程施行細則
	学校法人東北学院における固定資産及び物品の調達並びに工事発注に関する規程
	東北学院大学財政専門委員会規程
	学校法人東北学院財務会議規程
	学校法人東北学院寄附行為
	新規事業の評価・検討結果報告書
	予算申請基本計画書
	学校法人東北学院法人事務組織規程
	学校法人東北学院人事会議規程
	学校法人東北学院事務職員人事制度に関する規程
	2023年度「職員人事制度」実施ガイドライン
	学校法人東北学院職員研修規程
	2023年度学内研修一覧
	外部機関への出向実績
	SDに関する基本方針
	過去3年間のSD研修実績（2021～2023年度）
	2023年度「学長研究助成金（事務職員業務研究）」応募要領
	2014年度-2023年度「学長研究助成金（事務職員業務研究）」申請・採択実績
	東北学院大学財政専門委員会（2022年度第3回）次第
	2023年度人事ヒアリング日程
	第28回人事委員会議事録（SDに係る点検・評価）
	学校法人東北学院事業報告書編集委員会規程
	学校法人東北学院事業報告書
	学校法人東北学院ガバナンス・コード
	学校法人東北学院内部監査規程
	学校法人東北学院内部監査実施細則
	学校法人東北学院企画委員会規程
	監事監査報告書

	独立監査人の監査報告書
	学校法人東北学院規程集【CD-ROM】
10 大学運営・財務 (2) 財務	財産目録総括表(2018～2022年度)
	財務計算書類
	主な財務関係比率の同規模大学法人及び同規模並びに同系統大学との比較
	東北学院大学アーバンキャンパス計画
	学校法人東北学院資金運用規程
	学校法人東北学院資金運用委員会規程
	5ヵ年連続財務計算書類(様式7-1)(東北学院大学)
	財務シミュレーション
その他	学生の履修登録状況(過去3年間)

東北学院大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称
1 理念・目的	平成 30 年度第 1 回全学教育課程委員会次第（自校史資料）
	TG ベーシック科目「聖書を学ぶ」シラバス
	学校法人東北学院ブランドデザインプロジェクト 2022 年度活動まとめ
	東北学院時報「学校法人東北学院ブランドデザインプロジェクトワークショップを開催」（2024 年 3 月 15 日発行）
	2023 年度「東北学院教職員研修」学校法人東北学院クレドカード「MY CRED0」の紹介
	2024 年度「東北学院 新任教職員説明会」クレドカード・襟章の紹介及び使用方針について
2 内部質保証	2023 年度第 30 回学長協議会議事録
	東北学院大学インスティテューショナル・リサーチ運用細則
	2023 年度後期「学修行動と学生生活に関する実態調査」調査結果報告
	2023 年度教養教育科目における GP 分布及び GP 平準化に関する報告
	SD 研修プログラム「大学の質保証と認証評価」研修会（2023 年度）
	2023 年度「東北学院教職員研修」開催のご案内（SD Information 第 93 号）
	2023 年度「東北学院教職員研修」大学認証評価と実地審査
	東北学院大学点検・評価に関する規程（令和 6 年 9 月 4 日改正第 132 号）
	2022 年度外部評価委員会における評価事項 FD・SD 並びに（教員・職員）評価制度に関する調査について（依頼）
	2023 年度外部評価委員会における調査項目に関する書面調査について（依頼）
	2024 年度第 2 回東北学院大学点検・評価委員会議事録
	点検・評価委員会開催実績・議案一覧（2020～2024 年度）
	内部質保証委員会開催実績・議案一覧（2018～2024 年度）
	2021 年度第 18 回教学改革推進委員会議事録（第 1 号議案）
	TG Grand Vision 150 第Ⅱ期中期計画（2021 年度～2025 年度） 実行計画入力様式 B213-09-2021（科研費関係）
	2024 年度第 1 回内部質保証委員会議事録（第 4 号議案）
	「東北学院大学の教学上の 3 つの方針の基本的な考え方」の改定について
	『東北学院大学の基本方針 2024』新旧対照表-経営学部（改定案）
	全学教育機構（仮称）設置（案）（2020 年 7 月 13 日教学改革推進委員会）
	2023 年度第 3 回東北学院大学全学教育機構会議事録
	全学共通科目の編成と実施方針について（2023 年 9 月 25 日教学改革推進委員会資料）
	2023 年度第 10 回東北学院大学内部質保証委員会議事録
	2023 年度『点検・評価報告書』執筆担当者説明会（説明用資料）
3 教育研究組織	TG Grand Vision 150 を実現するための 4 諮問（2019 年 6 月 3 日教学改革推進委員会）
	東北学院大学全学教育課程委員会規程（廃止）
	全学共通科目学長諮問に対する答申（2019 年 9 月 25 日全学教育課程委員会）
	2019 年度第 22 回教学改革推進委員会議事録
	3 つの答申を踏まえた提案（2019 年 11 月 21 日教授会資料）
	2020 年度第 6 回教学改革推進委員会議事録
	「教養教育センター」設置趣旨について（2020 年 9 月 7 日教学改革推進委員会）
	2020 年度第 5 回全学協議会議事録
	2022 年度第 6 回教養教育センター教授会議事録
	2022 年度第 7 回東北学院大学全学教育機構会議事録
	2023 年度に向けた教員定数算定ルールの改定について（2021 年 2 月 25 日全学組織運営委員会）
	東北学院大学教養教育センター点検・評価委員会に関する内規
	全学教育機構組織図
	東北学院大学高等教育開発室規程の制定及び全学教育機構規程の改正について（願い）（2022 年 3 月 14 日教学改革推進委員会）
	東北学院大学高等教育開発室規程（案）（2022 年 4 月 25 日教学改革推進委員会）
国際交流を促進するための諮問（2023 年 6 月 26 日教学改革推進委員会）	
国際交流を促進するための諮問に対する答申書（2023 年 10 月 23 日教学改革推進委員会）	
2023 年度第 14 回教学改革推進委員会議事録	

	3つの答申を踏まえた提案（2019年11月11日教学改革推進委員会）
	3つの答申を踏まえた提案（教授会意見を經た一部修正）（2020年1月6日教学改革推進委員会）
	全学教育機構（仮称）設置（案）（2020年6月29日教学改革推進委員会）
	東北学院大学全学教育機構規程（制定案）（2020年7月13日教学改革推進委員会）
4 教育課程・学習成果	授業受講要項～東北学院大学での学び方～
	2024年度前期授業実施要項
	『東北学院大学の基本方針2024』の発刊について（依頼）
	「東北学院大学の基本方針2024」掲載項目一覧
	TG-folio 誕生！（パンフレット）
	FD ニュース_Vol.39
	TG-folio の運用方針（2023年度以降入学生）
	TG-folio の稼働状況(2024年3月～5月)および今後の運用計画について（データ更新）
	東北学院大学学修eポートフォリオ「TG-folio」を活用しよう！
	TG-folio へのデータ登録スケジュール一覧
	GPS-Academic と DP の対応表
	2023年度東北学院大学大学院修了時意識調査結果（研究科別集計）の配付について
5 学生の受け入れ	2023年度入試実施・管理合同委員会議事録
	2022年度入試実施委員会・入試管理委員会議事録
	2022年度一般選抜B日程選択問題における出題ミスに関する報告
	2021年度第7回教学改革推進委員会議事録
	2021年度第15回教学改革推進委員会議事録
	TG Grand Vision 150 第Ⅱ期中期計画（2021年度～2025年度）実行計画入力様式（点検・評価シート）B232-01-2021
	教学組織改編推進室財務部提出用2023-2028年度の目標案
	入学年度・入試制度別 累積GPA平均値、合計修得単位（2023年度第1回入学者選抜方法等に関する検討委員会）
	入学年度・入試制度別離籍者数（2023年度第1回入学者選抜方法等に関する検討委員会）
	学校推薦型選抜学業成績による推薦（指定校）の入試部案に対する要望について
6 教員・教員組織	2023年度第4回東北学院大学全学組織運営委員会議事録
	2024年度専門教育科目の専任・非専任率集計
	2024年度第3回東北学院大学全学教育機構会議次第及び資料一式
	2022年度第24回学部長会議事録
	2022年度第25回学部長会議事録
	2024年度教員採用計画について（上申）（2023年1月6日）
	2024年度教員採用計画について（通知）（2023年1月20日）
	2023年度第1回教員資格審査委員会議事録
	2023年度第2回教員資格審査委員会議事録
	2024年度大学新任教員の任用について（上申）（2023年9月29日）
	2024年度大学新任教員の任用について（通知）（2023年10月11日）
	2023年度第3回教員資格審査委員会議事録
	2023年度第4回教員資格審査委員会議事録
	2024年度大学教員の昇任について（上申）（2024年2月9日）
	2024年度大学教員の昇任について（通知）（2024年2月19日）
	2023年度臨時大学院委員会次第・資料一式及び議事録
	2023年度第1回東北学院大学全学組織運営委員会議事録
	2024年度教員採用計画について（上申）（2023年9月13日）
	2024年度教員採用計画について（通知）（2023年10月5日）
	2023年度臨時第2回教員資格審査委員会議事録
	2023年度臨時第3回教員資格審査委員会議事録
	2024年度教員採用計画について（上申）（2023年12月8日）
	2024年度教員採用計画について（通知）（2023年12月18日）
	論文中間発表会次第（2022年11月19日）
	論文中間発表会次第（2023年3月11日）
	FD実施状況（2023年度大学院）

	2023 年度東北学院大学の教学に関する懇話会議事録
	2023 年度第 1 回「授業改善のための学生アンケート」実施委員会議事録
	2023 年度第 2 回「授業改善のための学生アンケート」実施委員会議事録
	アンケート調査における母集団(N)とサンプル数(n)について
	2022 年度東北学院大学教育功績等表彰選考委員会議事録
	2024 年度東北学院大学教育功績等表彰選考委員会議事録
	学長ブログ「15 名の教員を表彰－2023 年度教育功績等優秀教員表彰式」
7 学生支援	東北学院大学の基本方針 2023
	アカデミックサポートデスク (案内)
	ラーニング・コモンズ学習支援活動報告
	東北学院大学第 25 回学生懸賞論文〔募集要項〕
	学生懸賞論文年度別テーマ一覧(第 1～24 回)
	(休退学者対策関連) GPA に関する取扱い要項第 8 条 2 項に基づく面談の方法と情報提供について (お願い) メール配信文書
	休退学者対策面談に関する取扱い要項に関する面談について (お願い)
	東北学院大学休退学者対策面談に関する取扱い要項 (制定案)
	個別面談記録フォームの画面遷移
	長期欠席・成績不振学生対策フロー
	東北学院大学 GPA に関する取扱い要項 (改正案)
	2023 年度 GPA に基づく指導方針について (2023 年 5 月 18 日経営学部教授会)
	学生面談シート (個人用)
	成績通知書 (留年決定者面談サンプル)
	2023 年度進級判定結果について (原級止通知)
	2023 年度卒業判定結果について (留年通知)
	2024 年度 東北学院大学大学院人間情報学研究科オリエンテーションプログラム
	2021 年度教職員対象ハラスメント対策講演会について (ご案内)
	SD 研修 2022 年度教職員対象ハラスメント対策講演会について (ご案内)
	SD 研修プログラム「2023 年度ハラスメント対策講演会」について (ご案内)
	2021～2023 年度ハラスメント研修会参加者数
	2023 年度東北学院大学出勤簿 (校医)
	2024 年度東北学院大学出勤簿 (校医)
	2023 年度校医健康相談日 (土樋キャンパス、五橋キャンパス)
	2024 年度校医健康相談日 (土樋キャンパス、五橋キャンパス)
	2023 年度校医健康相談日誌 (土樋キャンパス、五橋キャンパス)
	2024 年度校医健康相談日誌 (土樋キャンパス、五橋キャンパス)
	2023 年度保健室会議事録
	2023 年度第 3 回東北学院大学全学教育機構会議次第、資料
	2021 年度第 1 回合同協議会コミュニケ抜粋
	2022 年度第 1 回合同協議会コミュニケ抜粋
	2023 年度第 1 回合同協議会コミュニケ抜粋
	【土樋・五橋キャンパス間】地下鉄五橋駅 連絡通路整備のお知らせ
	2024 年度後援会予算編成資料 (国際交流助成費)
	東北学院大学海外留学生奨学金規程
	2024 年度第 1 回グローバル教育センター会議事録
	2024 年度第 3 回グローバル教育センター会議事録
	東北学院大学グローバル教育センター規程
	2023 年度第 11 回教学改革推進委員会資料 (抜粋)
8 教育研究等環境	2021 年度研究倫理教育受講状況
	2022 年度研究倫理教育受講状況
	2023 年度研究倫理教育受講状況
	業務委託契約書(土樋キャンパス建物総合管理)
	東北学院大学土樋キャンパス建物総合管理業務仕様書
	業務委託契約書(五橋キャンパス建物総合管理)
	特記仕様書(五橋キャンパス建物総合管理)
	業務委託契約書(泉キャンパス建物総合管理)

	東北学院大学泉キャンパス建物総合管理業務仕様書 業務委託契約書（図書部） 「平成 28 年度学長教育改革研究助成金」の募集について（通知） 平成 28 年度「学長教育改革研究助成金」応募要領 2023 年度「学長教育改革研究助成金」申請書 2023 年度「学長教育改革研究助成金」研究成果報告書 年度ごとの担当授業時間数 2022 年度各学部専任教員担当授業時間数 2023 年度各学部専任教員担当授業時間数 2024 年度各学部専任教員担当授業時間数 専任教員の担当授業時間に関する申し合わせ 【大学院ガイダンス】研究倫理教育の実施について（お願い）
9 社会連携・社会貢献	地域連携センター及び地域連携課事業・業務一覧（2023 年度時点） 実績数値まとめ資料 みやぎの企業発見プログラム 2023 実施報告 みやぎの自治体発見プログラム 2023 実施報告 みやぎの IT 発見プログラム 2023 実施報告 「みやぎの就業体験プログラム 2023」実施報告 荒町・連坊地区における地域づくりの声データ集【再集計版】 【令和 4 年度事業】「荒町・連坊地区におけるニーズ・シーズのマッチングシステムの構築」 みやぎ・せんだい協働教育基盤による地域高度人材の育成事業報告書 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）事後評価結果 令和 5 年度災害時避難を考えるシンポジウム 本学学生が「災害時避難を考えるシンポジウム」で活動報告をしました 仙台市政だより（第 50 回 東北学院大学防犯ボランティア ING 編）_2023 年 12 月号 表彰状_東北学院大学防犯ボランティア ING（仙台中央警察署） 「職業実践力育成プログラム」（BP）の認定結果について_コミュニティソーシャルワーカー（CSW） スキルアッププログラム 専門実践教育訓練講座指定等通知書（厚生労働省） 第 3 期仙台市地域保健福祉計画の評価について（抜粋） 「総合ボランティアステーション」（仮）の設置とその役割の検討について（諮問） 「総合ボランティアステーション」の設置とその役割に関する学長諮問に対する答申 2021 年度第 18 回教学改革推進委員会議事録 東北学院大学総合ボランティアステーション部門規程 学校法人東北学院組織図〔事務〕
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	TG Grand Vision 150 第Ⅱ期中期計画（2021 年度～2025 年度）実行計画入力様式（点検・評価シート） 2022 年度第 5 回法学部点検・評価委員会議事録 2021 年度第 2 回文学研究科点検・評価委員会議事録 2021 年度第 4 回東北学院総合ネットワーク管理委員会議事録 2023 年度第 11 回学校法人東北学院企画委員会議事録 2024 年度第 3 回部長会次第 2023 年度第 1 回全学教員会議次第 2023 年度第 1 回全学教員会議議事録 2023 年度教授会等開催日程（修正赤字） 2023 年度第 1 回各学部・教養教育センター教授会次第・議事録 2023 年度第 1 回全学協議会次第 2023 年度第 1 回全学協議会議事録 2023 年度各学部・教養教育センター教授会次第・議事録（2024 年 3 月 12 日開催） 2023 年度第 11 回全学協議会次第 2023 年度第 11 回全学協議会議事録 2023 年度第 2 回全学教員会議次第 2023 年度第 2 回全学教員会議議事録 2023 年度学部長会・部長会・教学改革推進委員会開催日程 2023 年度第 1 回～第 31 回学部長会議事録

	2023 年度第 1 回大学院委員会議事録
	2023 年度第 1 回～第 25 回部長会議事録
	2023 年度教学改革推進委員会議事一覧
	2023 年度・2024 年度（2024 年 8 月末まで）学長協議会開催実績
	2024 年度予算編成要領
	Web 財務システム運用マニュアル 2. 予算申請をするには
	Web 財務入力マニュアル【予算執行入力編】
	東北学院大学財政専門委員会（2023 年度第 4 回）議事録
	東北学院大学財政専門委員会（2024 年度第 1 回）議事録
	主要予算部署の予算執行結果と検証（サンプル）
	2023 年度内部監査報告書（定期監査・実地調査）（学長室政策支援 IR 課）
	2023 年度人事ヒアリングの実施について
	事務組織改編検討委員会委員名簿（2024 年 2 月 7 日現在）
	第 I 期中期計画中間検証を踏まえた課題及び進捗状況等について
	2021 年度「学長研究助成金（地域に関わる研究又は知的支援活動）」研究成果報告書
	【学長研究助成金（職員業務研究）】（1）五橋キャンパスにおける学生の食行動を中心とした昼休みの行動調査
10 大学運営・財務 （2）財務	「第 2 号基本金の組入れに係る計画（東北学院大学キャンパス整備資金）」変更（案）（上申） 貸借対照表（令和 6 年 3 月 31 日）
その他	点検・評価を行う組織や周期、ツールについての質問への回答補足 2024 年度認証評価大学基準協会実地調査における学長プレゼンテーション 2022 年度第 28 回人事委員会次第 2022 年度第 28 回人事委員会資料（抜粋） 大学運営に関して内部質保証体制図のプロセスに沿って改善がはかられた事例が分かる資料について ラーニング・コモンズ利用者数（2024 年 8 月まで） 一般社団法人日本私立大学連盟『大学時報』（2024 年 7 月号）東北学院大学「コラトリエ」記事（抜粋）46-49 頁 ミニガイド「レポートの書き方のコツ-文章構成編-」 ミニガイド「レポートの書き方のコツ-文章表現編-」 ミニガイド「レポートの書き方のコツ-引用編-」 ミニガイド「レポートの書き方のコツ-参考文献の探し方&書き方編-」 コラトリエ ライティングループリック&チェックリスト コラトリエ プレゼンテーションループリック&チェックリスト 学びの支援ガイド 2024 年度アカデミックサポートデスク案内 履修者数（地域関連 2 科目）（2024 年 9 月 28 日現在） シラバス「地域ボランティア活動の探究」 シラバス「地域課題の探究」 東北学院大学インスティテューショナル・リサーチ規程（令和 6 年 6 月 19 日改正第 110 号） 東北学院大学外部評価委員会規程（令和 6 年 8 月 7 日改正第 128 号）